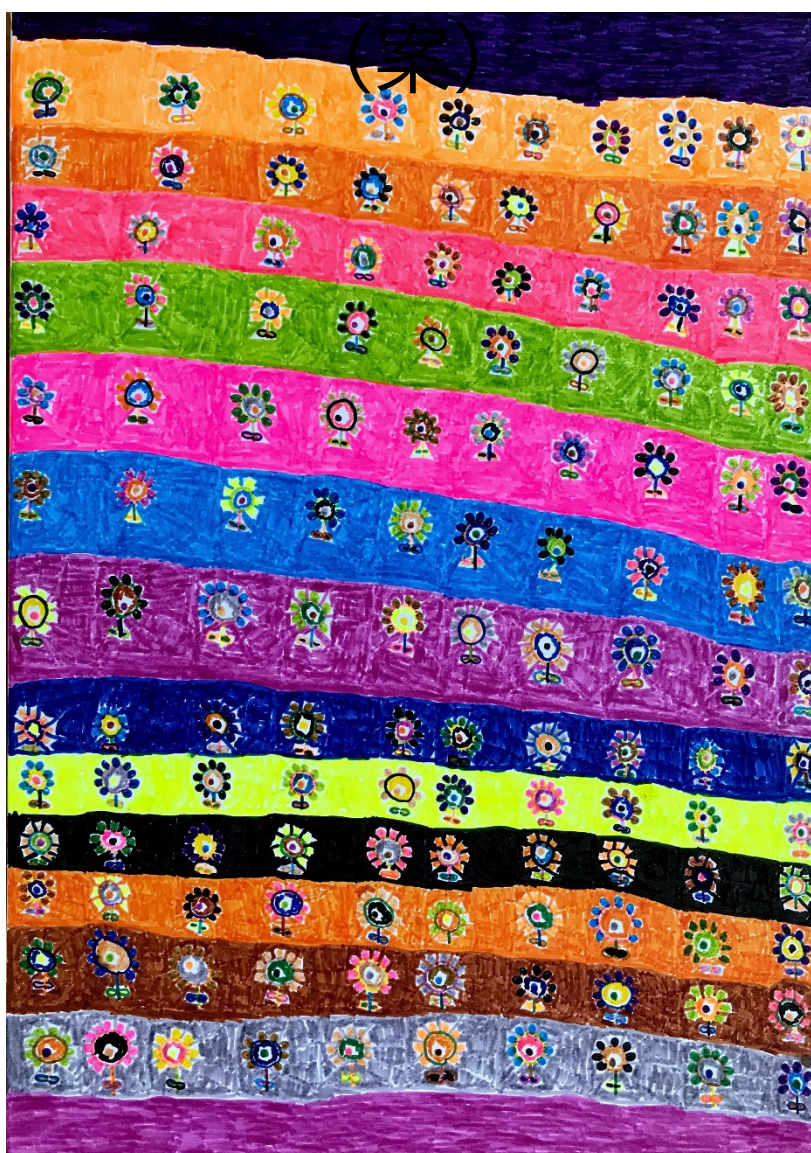


池田町障がい者福祉計画

池田町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

～やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」の実現を目指して～



2021（令和3）年3月

池田町

表紙の作品

作 者 不破 里子 池田町在住「ふれ愛の家」
題 名 「ハナミチ」

はじめに

本町では、2015（平成27）年3月に、『やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」』を基本理念に、障がい者福祉施策の総合的・計画的な推進を行う「第4期池田町障がい者福祉計画」を策定しました。その基本理念に従って、障がいがある人もない人も、住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるまちの実現を目指して施策を進めて参りました。

近年、国においては2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」の施行、同年5月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正、さらに2018（平成30）年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がい福祉分野の法制度の整備が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染予防対策で新しい生活様式が求められる等、私たちを取り巻く環境も変化しております。

その状況を踏まえ、前期計画の内容や推進状況等を評価・検証し、新たに「第5期池田町障がい者福祉計画」を策定しました。本計画は、前期計画の基本理念を継承しつつ、国の基本指針を取り入れ、本町における総合的な障がい者福祉政策の方向性を定める「池田町障がい者福祉計画」と、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むための具体的なサービス提供体制を整備することを目的とした「池田町障がい福祉計画」及び「池田町障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

本計画の基本理念である『やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」』の実現に向けて障がい福祉施策を推進してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ヒアリング調査、アンケート調査にご協力いただきました各団体や住民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました池田町障がい者福祉計画策定委員の皆様及び関係各位に心から御礼申し上げ、挨拶といたします。



2021（令和3）年3月

池田町長 岡崎和夫

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景	3
2. 計画策定の趣旨	4
3. 計画の法的根拠と位置づけ	5
(1) 計画の法的根拠と性格	5
(2) 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間および対象	7
5. 計画の策定方法	7
(1) アンケート調査の実施	7
(2) ヒアリングの実施	7
(3) 策定体制	7
(4) パブリックコメントの実施	8
6. 政府の動向を踏まえた計画のポイント	9
(1) 政府の「障害者基本計画」(第4次)のポイント	9
(2) 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定に係る政府の基本指針	10

第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 池田町の障がい者を取り巻く状況	13
(1) 池田町人口の推移	13
(2) 各手帳所持者数の推移	15
(3) 難病患者の状況	19
(4) 障がいのある児童生徒の現状	20
(5) 障がい福祉サービスの状況	21
(6) 地域生活支援事業の状況	24
(7) 児童福祉法に基づくサービスの状況	27
2. アンケート結果概要(抜粋)	28
(1) 暮らしやすいまち	28
(2) 情報提供	30
(3) 防災	32
(4) 差別	34
(5) 権利擁護	36

3. ヒアリング結果概要	38
(1) 団体運営について	38
(2) 障がい者へのサービス提供について	38
4. 第4期池田町障がい者福祉計画の推進状況	40
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	40
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
(3) 地域生活支援拠点等の整備	41
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進	41
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	42

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念	45
2. 障がい者福祉の目標	46
3. 計画の体系	48

第4章 施策の推進

目標Ⅰ やさしいまちづくりの推進	53
(1) 差別解消の取り組み推進	53
(2) 啓発広報活動の推進	54
(3) 福祉教育の推進	56
(4) ボランティア活動の推進	57
(5) 住宅環境の整備	58
目標Ⅱ 社会参加の促進	59
(1) 学校教育の充実	59
(2) 生涯学習の推進	60
(3) 就労雇用の促進	61
(4) 外出移動の支援	62
(5) 行政サービスにおける障がいのある人への合理的配慮	63
目標Ⅲ 地域生活支援体制の構築	64
(1) 相談支援体制情報提供の充実	64
(2) 生活支援の充実	65
(3) 生活環境の充実	66

目標Ⅳ 障がいの予防と早期療育の充実.....	67
(1) 障がいの予防と健康の増進	67
(2) 早期療育の充実	68
目標Ⅴ 安全安心に向けた取り組みの推進.....	69
(1) 犯罪被害の抑止へ向けた取り組みの推進	69
(2) 防災対策の推進	70
(3) 感染症対策の推進	71

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 2023（令和5）年度までに重点的に取組む目標	75
(1) 福祉施設から地域生活への移行	75
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	76
(3) 地域生活支援事業等が有する機能の充実	76
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	77
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	78
(6) 相談支援体制の充実強化等	80
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築.....	80
2 第6期障がい福祉計画の見込量と確保策	81
(1) 訪問系サービス	81
(2) 日中活動系サービス	83
(3) 居住系サービス	86
(4) 相談支援	87
(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）	88
(6) 地域生活支援事業（任意事業）	90
3 第2期障がい児福祉計画の見込量と確保策	91
(1) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）	91
(2) 障がい児相談支援	92

第6章 計画の推進のための取り組み

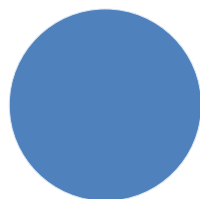
1. 連携体制の強化	95
2. 地域ネットワークの強化	95
3. 県及び周辺自治体との連携	96
4. 行政職員の資質向上	96
5. 財源の確保	96
6. 計画の評価・点検（PDCAサイクルの確立）	96
■「池田町障害者自立支援協議会」の役割■	97

資料編

1. 池田町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	101
2. 池田町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	103

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

前回の計画が策定された時よりも、障がいのある人を取り巻く制度や法律は大きく変化しています。障がい福祉の分野では、わが国において2014（平成26）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、2011（平成23）年7月に「障害者基本法」が改正されました。

その後、2015（平成27）年1月の難病法の施行や2016（平成28）年4月には障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年同月改正障害者雇用促進法の施行、同年5月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われています。

また、2018（平成30）年6月には障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術作品の創造や発表、評価、販売等の促進や支援が掲げられるなど、文化芸術活動の側面を含めた総合的な施策の展開が求められるようになっていきます。

■近年の制度・法令の変革

年月	件名
平成28年4月	「障害者差別解消法」施行 ◆障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務など
平成28年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」（改正障害者雇用促進法）一部施行 ◆雇用分野における障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務など
平成28年5月	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正 ◆自立生活援助や就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定、障害児福祉計画の策定義務など ※平成30年4月施行
平成28年8月	改正「発達障害者支援法」施行 ◆社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念への追加など
平成29年4月	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）制定 ◆セーフティネット住宅の登録制度、入居支援など ※平成29年10月施行
平成30年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正（改正バリアフリー法） ◆社会的障壁除去等の理念の明記など ※平成30年11月施行
平成30年5月	「学校教育法」及び「著作権法」改正 ◆デジタル教科書の併用制など
平成30年6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術推進法）制定、施行 ◆計画策定の努力義務など
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）制定、施行 ◆計画策定の努力義務など
令和2年6月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（聴覚障害者等電話利用円滑化法）制定 ◆電話リレーサービスの制度化など

2. 計画策定の趣旨

障がい者に関連する各種制度・法律等は近年大きく変化しており、障がいのある人とその家族を取りまく環境は、わが国全体で大きな転換点を迎えています。

そのため、本町においてもこのような動向を踏まえつつ、平成27年3月に策定した「池田町（第4期）障がい者福祉計画」の見直しを行い、本町における障がい保健福祉施策の計画的な推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

3. 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠と性格

本計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で、本町における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「池田町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定し、推進していくものとします。

■市町村「障害者計画」の法的根拠

障害者基本法

第11条第3項市町村は、「障害者基本計画」及び都道府県「障害者計画」を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下市町村「障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村「障害福祉計画」の法的根拠

障害者総合支援法

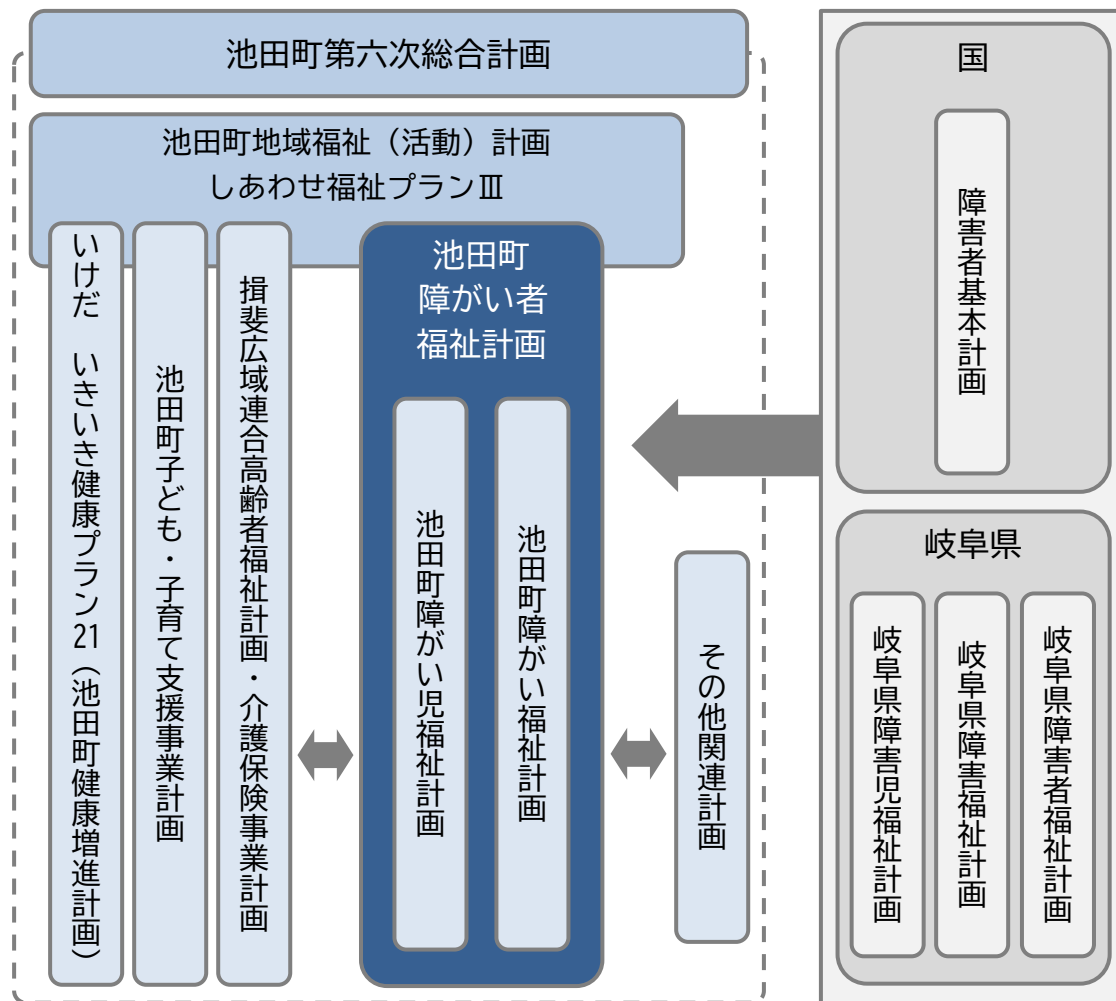
第88条市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下市町村「障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■「障害者計画」と「障害福祉計画」との関係

区分	障害者計画	障害福祉計画
概要	障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。	<p>■障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</p> <p>■策定に当たっては、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めるとともに、都道府県の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p>★障がい者計画の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けも有する</p>
主務官庁	内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）	厚生労働省 社会・援護局
主な特徴	第4次障害者基本計画では障害者権利条約との整合の重視を前面に出している	障がい児福祉計画を一体的に策定することとされている

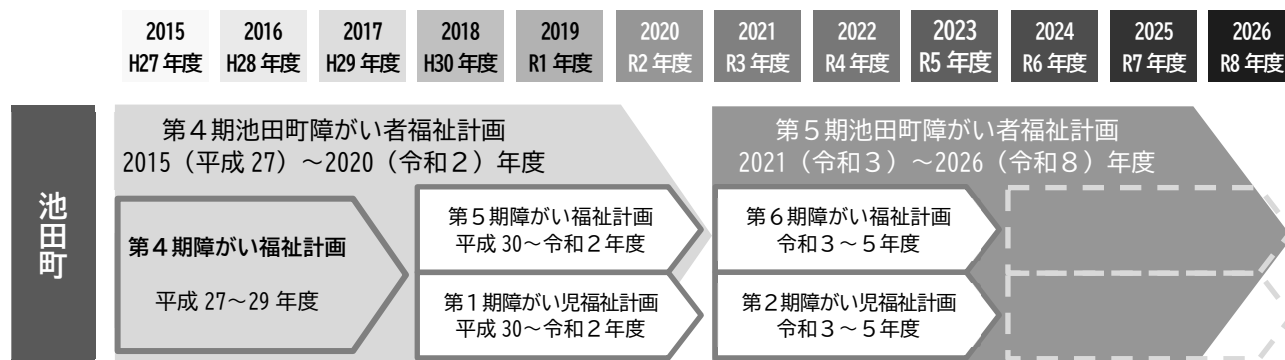
(2)計画の位置づけ

本町のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。



4. 計画の期間および対象

第5期池田町障がい者福祉計画の期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6ヶ年とします。また、第6期池田町障がい福祉計画と第2期池田町障がい児福祉計画は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3ヶ年とします。



5. 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者等を対象に実施しました。調査対象者は、18歳以上の障害者手帳所持者700人と、障害者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者、障がい福祉サービス受給者の保護者100人の併せて800人となりました。このうち障がいのある人は435人から回答を得て、回収率は62.1%、障がいある子どもの保護者等は54人から回答を得て、回収率は54.0%でした。

(2) ヒアリングの実施

福祉団体や障がい福祉サービス事業を実施する事業所へヒアリングを実施し、現場の声などもいただきました。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたり、2020（令和2）年に実施したアンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、当事者及び関係者等による議論を反映するために「池田町障がい者福祉計画策定委員会（池田町障害者自立支援協議会）」を設置し、策定の基本的事項について協議を行いました。



(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、池田町まちづくり条例第 13 条の規定に基づき、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

【募集期間】令和 3 年 1 月 22 日（火）～令和 3 年 2 月 12 日（金）

【閲覧場所】町ホームページ、池田町役場庁舎、池田町社会福祉協議会、
各地区公民館（中、八幡、宮地、養基、東、西）

【閲覧資料】計画素案及びアンケート調査報告書

【提出方法】直接持参・郵便・ファックス・電子メール

【提出者数】0 件

上記のとおり実施しましたが、住民の意見を得ることは出来ませんでした。

6. 政府の動向を踏まえた計画のポイント

(1) 政府の「障害者基本計画」(第4次)のポイント

政府において、「障害者基本法」に基づき、平成30年3月、平成30年度から令和4年度までの概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画」(第4次)が策定されました。以下のポイントに示される基本的な考え方や新規施策を踏まえ、本町における計画を策定します。

■ 「障害者基本計画」(第4次)のポイント

【位置付け】 障害者権利条約批准後初の基本計画となるため、条約との整合性確保に重点が置かれ、障害者の自己実現と社会的障壁の除去のための施策の方向性が定められた政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条に基づき策定)

【計画期間】 2018(平成30)年度からの5年間

【基本的方向】

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進
 - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ上の視点を取り入れて
 - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

(2) 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定に係る政府の

基本指針

政府の「第6期障害福祉計画」の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりです。本町においても、特に「障がい福祉計画」部分において、基本指針を反映させていく必要があります。

■障害福祉計画の基本指針のポイント

〔指針見直しの主なポイント〕

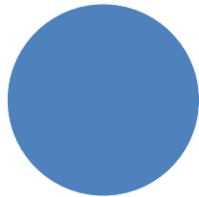
- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ・ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障がい者の社会参加を支える取組
- ・ 障がい福祉サービス等の質の向上
- ・ 障がい福祉人材の確保

〔成果目標に関する事項〕

- ・ 施設入所者の地域生活への移行
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 障がい児支援の提供体制の整備等
- ・ 相談支援体制の充実・強化等【新項目】
- ・ 障がい福祉サービス等の質の向上【新項目】

第2章

障がい者を取り巻く現状



第2章 障がい者を取り巻く現状

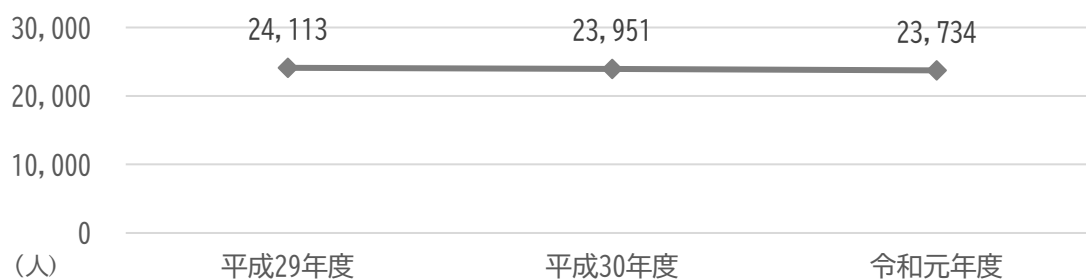
1. 池田町の障がい者を取り巻く状況

(1) 池田町人口の推移

近年、本町においても人口は緩やかな減少傾向にあり、少子化の問題が深刻になっています。

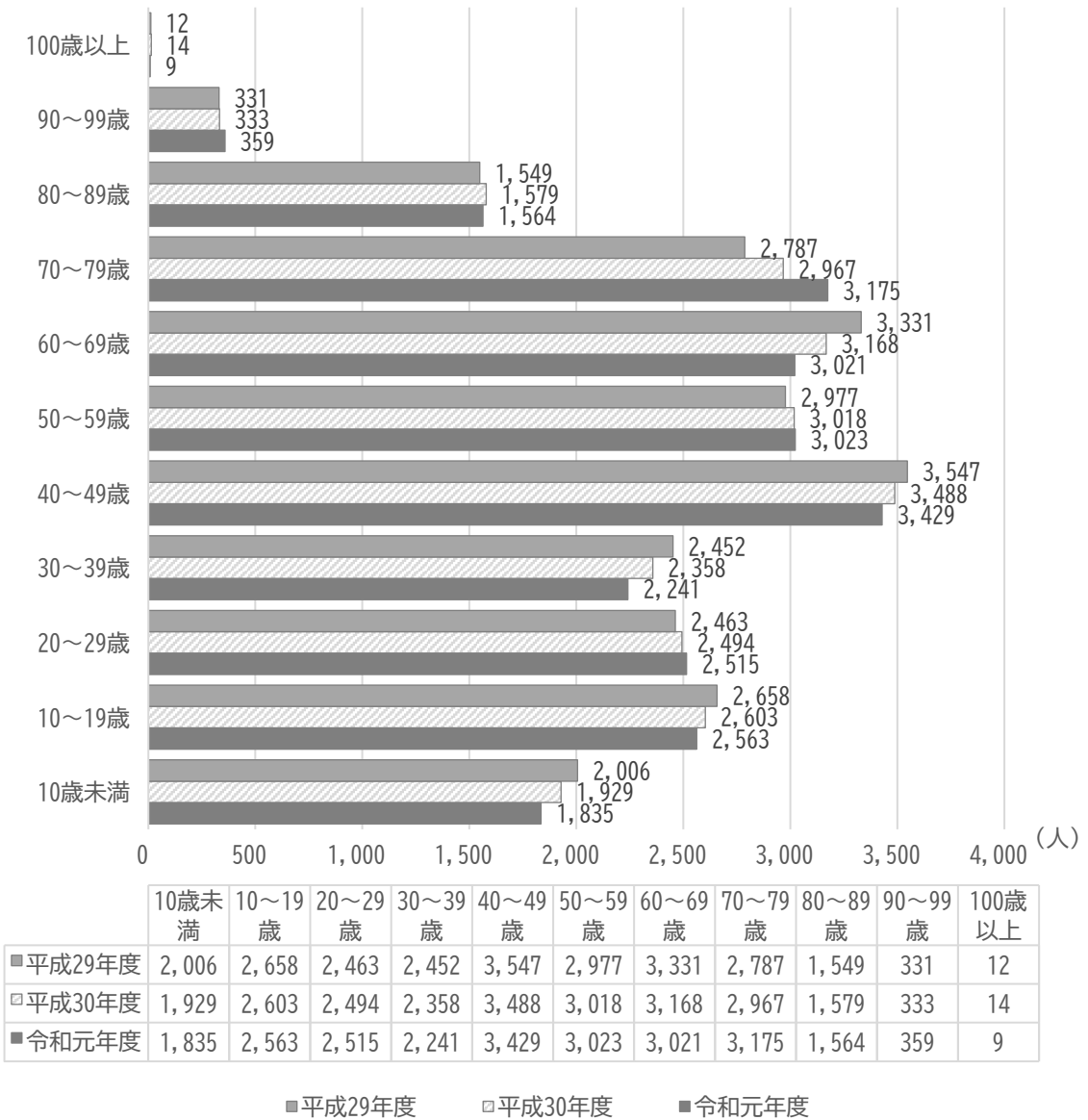
人口ピラミッドをみると、過去3年間の推移を見ると、40代人口が最も多く、これに60代・70代の人口が続いています。ただ平成29年時点では60代人口の方が70代人口よりも多かったのですが、令和元年では70代人口の方が多くなっています。

■人口の推移



資料：町住民課（各年度末現在）

■年齢別人口の推移



資料：町住民課（各年度末現在）

(2) 各手帳所持者数の推移

障害者手帳を所持している住民は2019（令和元）年度末現在で、1,584人と人口の6.7%ほどとなっています。2019（令和元）年度の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は947人で、そのうちの約5割が肢体不自由、約3割が内部障がいです。

また、療育手帳所持者は226人で、2017（平成29）年度と比較して12人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は194人で、同じく2017（平成29）年度から18人増加しています。

■手帳所持者数等の推移 (人)

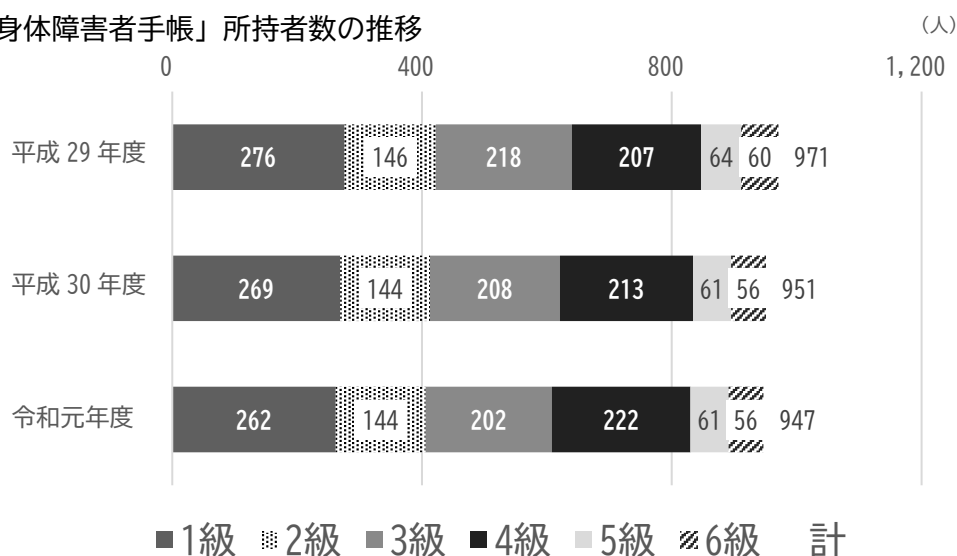
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	971	951	947
療育手帳	214	223	226
精神障害者保健福祉手帳	176	186	194
自立支援医療(精神通院)受給者証	206	212	217

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

① 「身体障害者手帳」所持者の推移

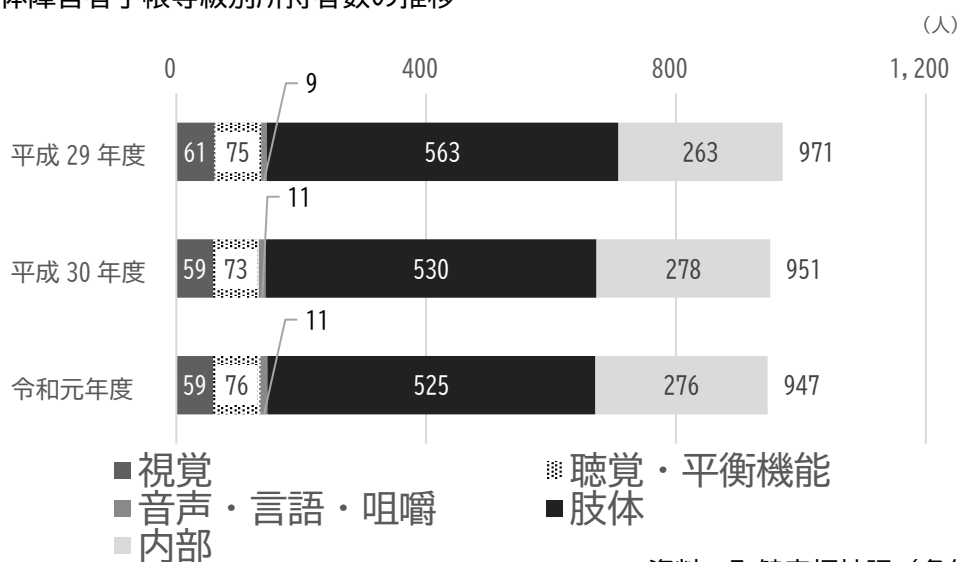
本町の「身体障害者手帳」所持者数は、平成29年度から令和元年度までの3年間で減少傾向にあります。障がい種類別の「身体障害者手帳」所持者数の推移をみると、音声・言語障がい、視覚障がい、聴覚・平衡障がい、内臓障がいではほぼ横ばいですが、肢体不自由では減少傾向にあります。

■ 「身体障害者手帳」所持者数の推移



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■ 身体障害者手帳等級別所持者数の推移



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■ 年齢別身体障害者手帳障がい種別所持者数推移

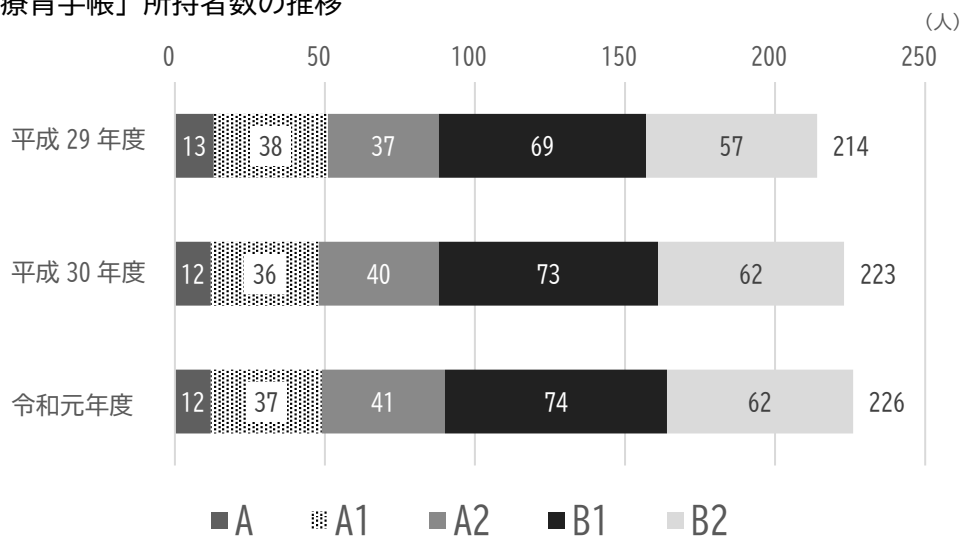
年齢別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	15	16	16
18歳以上	956	935	931
計	971	951	947

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

②「療育手帳」所持者の推移

本町の療育手帳所持者数は、平成29年度から令和元年度までの3年間でやや増加傾向にあります。

■「療育手帳」所持者数の推移



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■年齢別療育手帳障がい種別所持者数推移

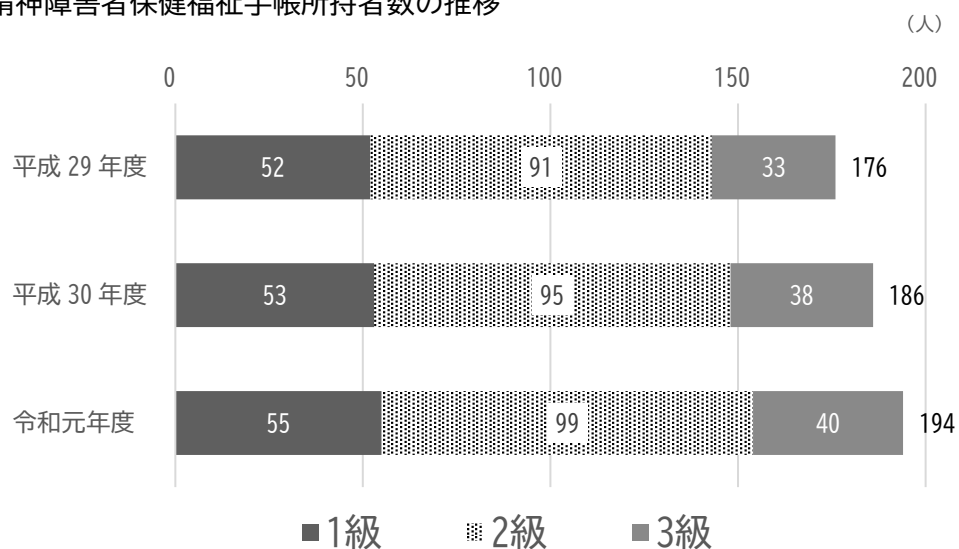
年齢別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	65	71	71
18歳以上	149	152	155
計	214	223	226

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年度から令和元年度にかけて、やや増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

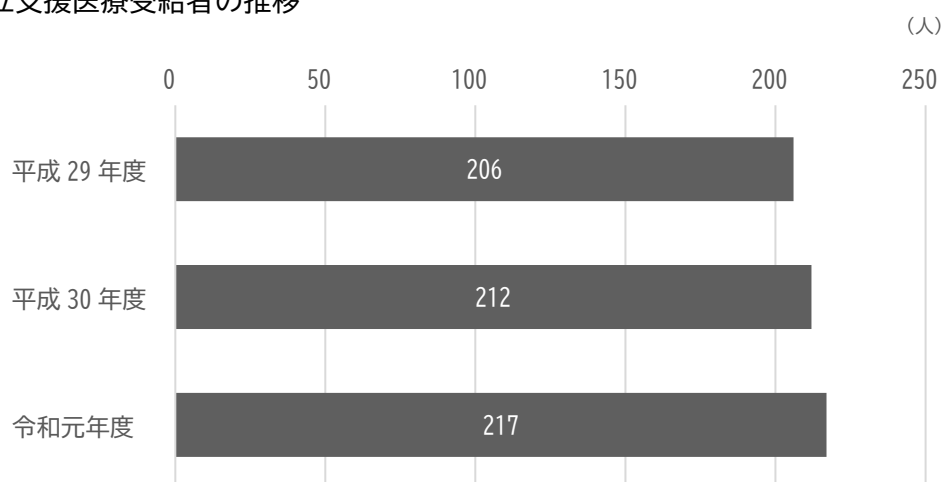


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

④自立支援医療受給者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数とあわせて、精神障がいなどにかかる病気の治療にかかった医療費を助成する自立支援医療受給者数も平成 29 年度から令和元年度にかけて、やや増加傾向にあります。

■自立支援医療受給者の推移



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

(3) 難病患者の状況

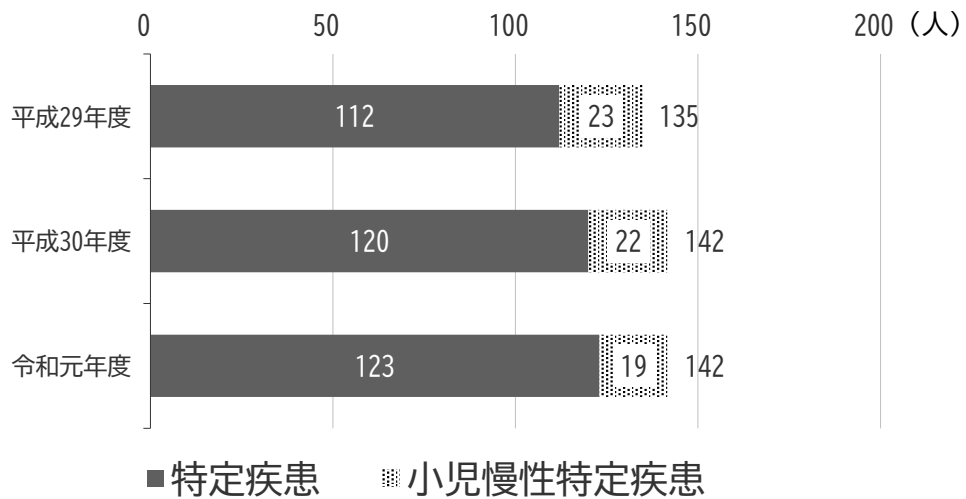
本町の特定疾患認定患者数は平成29年度から令和元年度にかけて、増加傾向です。小児慢性特定疾患については、やや減少傾向にあります。

■特定疾患患者数の推移

(人)

サービス種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患	112	120	123
小児慢性特定疾患	23	22	19

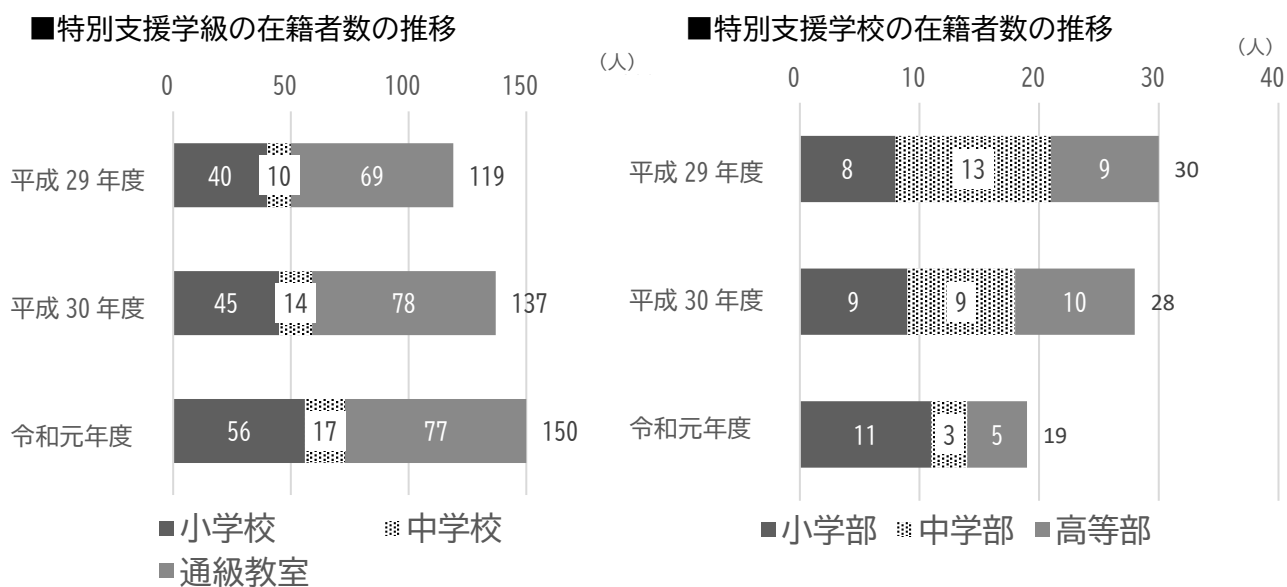
資料：町健康福祉課（各年度末現在）



(4) 障がいのある児童生徒の現状

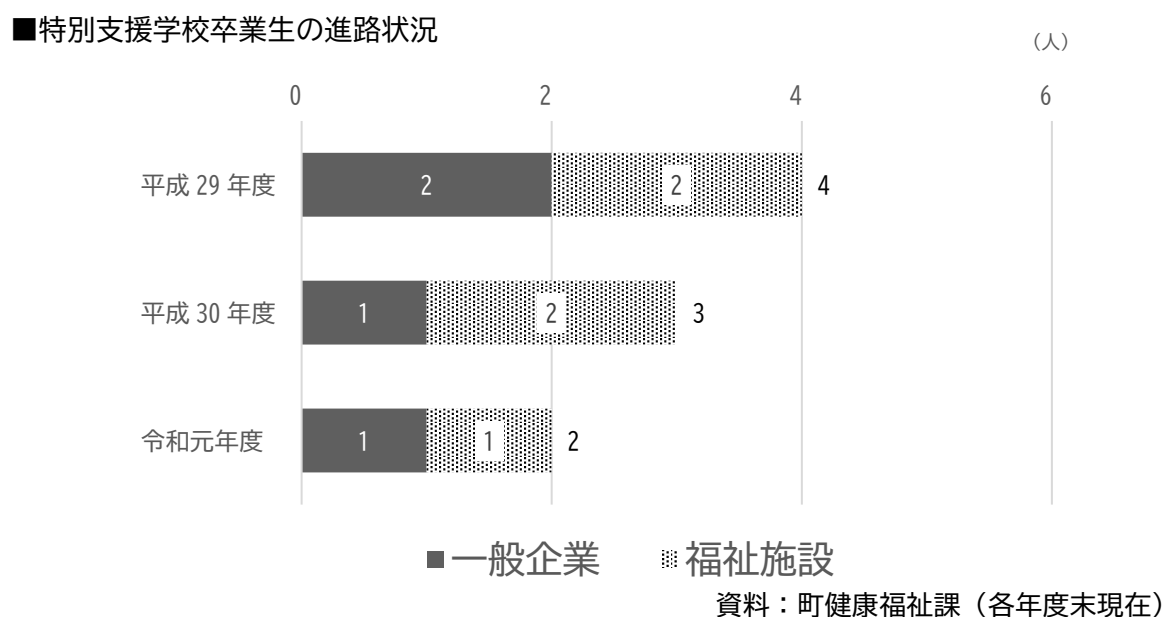
①児童生徒数の推移

平成 29 年度から令和元年度にかけて、町立の小中学校に通う特別支援学級の児童生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあり、特に小学校で伸び率が大きくなっています。一方で、特別支援学校の在籍者数は減少傾向にあります。



②生徒の進路の状況

特別支援学校卒業生の進路については、一般企業への就職が平成 29 年度に 2 人、平成 30 年度に 1 人、令和元年度に 1 人となっています。



(5) 障がい福祉サービスの状況

①訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用者数では、居宅介護は微増で、行動援護は横ばいです。ただし、居宅介護、行動援護ともに利用時間は増加傾向にあります。その他の訪問系サービスの利用はほとんどありません。

■実績値と計画値の比較

サービス種別	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	実績値	人/月	11.0	12.0	13.0
		時間/月	68.3	80.2	109.6
	計画値	人/月	13.0	15.0	15.0
		時間/月	132.0	152.0	152.0
重度訪問介護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	1.0	1.0	1.0
		時間/月	15.0	15.0	15.0
同行援護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	1.0	1.0	2.0
		時間/月	24.0	24.0	50.0
行動援護	実績値	人/月	6.0	6.0	6.0
		時間/月	124.9	107.2	79.1
	計画値	人/月	8.0	9.0	10.0
		時間/月	152.0	172.0	192.0
重度障がい者等包括支援	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0

資料：町健康福祉課。平成30年度から令和元年度は年間の平均値。令和2年度は9月までの半年間の平均値。

②日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用者数では、生活介護・自立訓練（生活訓練）は横ばい傾向です。就労継続支援B型は増加傾向にあります。短期入所（医療型）は減少傾向にあります。短期入所は福祉型、医療型ともに利用時間の減少傾向が見られます。

■実績値と計画値の比較

サービス種別	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
生活介護	実績値	人/月	60.0	58.0	60.0
		人日/月	1150.9	1,103.0	1107.8
	計画値	人/月	59.0	60.0	61.0
		人日/月	1,158.0	1,177.0	1,196.0
自立訓練(機能訓練)	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		人日/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	0.0
		人日/月	0.0	0.0	0.0
自立訓練(生活訓練)	実績値	人/月	1.0	1.0	1.0
		人日/月	14.0	21.7	21.6
	計画値	人/月	1.0	1.0	1.0
		人日/月	22.0	22.0	22.0
就労移行支援	実績値	人/月	4.0	2.0	3.0
		人日/月	50.0	18.5	40.4
	計画値	人/月	12.0	13.0	14.0
		人日/月	140.0	155.0	170.0
就労継続支援 A 型	実績値	人/月	18.0	15.0	14.0
		人日/月	297.3	279.4	255.4
	計画値	人/月	24.0	25.0	26.0
		人日/月	422.0	439.0	456.0
就労継続支援 B 型	実績値	人/月	27.0	34.0	34.0
		人日/月	439.8	515.2	542.2
	計画値	人/月	29.0	30.0	31.0
		人日/月	442.0	459.0	476.0
就労定着支援	実績値	日分	0.8	2.8	2.6
	計画値	日分	1.0	1.0	1.0
療養介護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	1.0	1.0	1.0
短期入所(医療型)	実績値	人/月	3.0	3.0	1.0
		人日/月	5.5	6.9	1.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	0.0
		人日/月	0.0	0.0	0.0
短期入所(福祉型)	実績値	人/月	4.0	4.0	4.0
		人日/月	30.0	25.6	14.4
	計画値	人/月	18.0	20.0	23.0
		人日/月	47.0	52.0	60.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

③居住系サービスの利用状況

平成30年度から令和2年度にかけて「共同生活援助（グループホーム）」の利用者数は、やや増加しています。「施設入所支援」は、平成30年度から令和2年度にかけて横ばいで推移しています。

■実績値と計画値の比較

サービス種別	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
	計画値		3.0	3.0	3.0
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	人/月	7.0	9.0	10.0
	計画値		5.0	5.0	6.0
施設入所支援	実績値	人/月	21.0	19.0	19.0
	計画値		22.0	22.0	22.0

資料：町健康福祉課。平成30年度から令和元年度は年間の平均値。令和2年度は9月までの半年間の平均値。

④相談支援

相談支援（サービス利用計画の作成）については、利用が増加傾向にあります。地域移行支援、地域定着支援はまだ本町での利用はありません。

■実績値と計画値の比較

サービス種別	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実績値	人/月	37.0	45.0	35.0
	計画値		30.0	33.0	36.0
地域移行支援	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
	計画値		1.0	1.0	1.0
地域定着支援	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
	計画値		1.0	1.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成30年度から令和元年度は年間の平均値。令和2年度は9月までの半年間の平均値。

(6) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の実績は次のようになっています。

①相談支援事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障がい者相談支援事業	実績値	か所数	5.0	5.0	5.0
	計画値		5.0	5.0	5.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

②成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度利用支援事業	実績値	か所数	0.0	0.0	0.0
	計画値		1.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

③意思疎通支援事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実績値	利用者数	0.0	0.0	0.0
	計画値	/年	2.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

④日常生活用具費支給事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練 支援用具	実績値	件/年	2.0	1.0	5.0
	計画値		3.0	5.0	5.0
自立生活支援用具	実績値	件/年	3.0	2.0	2.0
	計画値		6.0	6.0	8.0
在宅療養等 支援用具	実績値	件/年	4.0	8.0	10.0
	計画値		7.0	7.0	8.0
情報・意思疎通 支援用具	実績値	件/年	0.0	1.0	0.0
	計画値		5.0	5.0	6.0
排泄管理支援用具	実績値	件/年	409.0	494.0	626.0
	計画値		470.0	500.0	530.0
居住生活動作補助 用具（住宅改修費）	実績値	件/年	0.0	0.0	2.0
	計画値		3.0	3.0	4.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑤移動支援事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	実績値	人/年	260.0	245.0	168.0
	計画値		319.0	336.0	344.0
	実績値	時間/年	4,153.0	3,260.0	2,900.0
	計画値		4,684.0	4,933.0	5,050.4

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑥地域活動支援センター事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援 センター事業	実績値	か所数	2.0	2.0	2.0
	計画値		2.0	2.0	2.0
	実績値	人/月	4.0	5.0	3.0
	計画値		5.0	5.0	5.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑦訪問入浴サービス

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス	実績値	人/月	0.0	1.0	2.0
	計画値		1.0	1.0	2.0
	実績値	回/月	0.0	4.7	6.8
	計画値		4.0	4.0	8.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑧日中一時支援事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	実績値	人/月	5.0	6.0	5.0
	計画値		5.0	6.0	6.0
	実績値	回/月	26.0	29.4	37.1
	計画値		20.0	24.0	24.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑨タイムケア事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
タイムケア事業	実績値	人/月	6.0	6.0	4.0
	計画値		6.0	5.0	5.0
	実績値	回/月	32.5	38.6	16.1
	計画値		34.0	28.0	28.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑩社会参加促進事業

サービス種別	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	実績値	人/年	1.0	1.0	1.0
	計画値		3.0	3.0	3.0
点字・声の広報発行事業	実績値	回/年	12.0	12.0	12.0
	計画値		12.0	12.0	12.0

資料：町健康福祉課。平成 30 年度から令和元年度は年間の平均値。令和 2 年度は 9 月までの半年間の平均値。

(7) 児童福祉法に基づくサービスの状況

障がい児サービスの利用状況をみると、「児童発達支援」「障がい児相談支援」の利用人数は減少傾向にあります。「放課後等デイサービス」の利用人数は増加傾向となっています。

本町においては、「福祉型児童入所支援」「医療型児童入所支援」の利用実績はありませんでした。

サービス種別	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実績値	人分	89.0	82.0	69.0
	計画値		78.0	80.0	85.0
	実績値	人日分	372.9	361.5	261.2
	計画値		375.0	385.0	410.0
放課後等 デイサービス	実績値	人分	31.0	37.0	36.0
	計画値		26.0	30.0	31.0
	実績値	人日分	369.4	403.7	326.8
	計画値		310.0	320.0	341.0
保育所等訪問支援	実績値	人分	2.0	2.0	2.0
	計画値		2.0	2.0	2.0
	実績値	人日分	3.0	4.0	5.0
	計画値		2.0	2.0	2.0
医療型児童 発達支援	実績値	人分	1.0	1.0	1.0
	計画値		1.0	1.0	1.0
	実績値	人日分	1.4	6.5	5.0
	計画値		3.0	3.0	3.0
居宅訪問型 児童発達支援	実績値	人分	0.0	0.0	0.0
	計画値		3.0	3.0	3.0
	実績値	人日分	0.0	0.0	0.0
	計画値		10.0	10.0	10.0
福祉型児童 入所支援	実績値	人分	-	-	-
	計画値		-	-	-
	実績値	人日分	-	-	-
	計画値		-	-	-
医療型児童 入所支援	実績値	人分	-	-	-
	計画値		-	-	-
	実績値	人日分	-	-	-
	計画値		-	-	-
障がい児相談支援	実績値	人分	37.0	33.0	27.0
	計画値		28.0	31.0	34.0

資料：町健康福祉課。平成30年度から令和元年度は年間の平均値。令和2年度は9月までの半年間の平均値。

※「人分」…月間の利用人数

「人日分」…「月間の利用人数得」×「1人1月あたりの平均利用日数」

2. アンケート結果概要（抜粋）

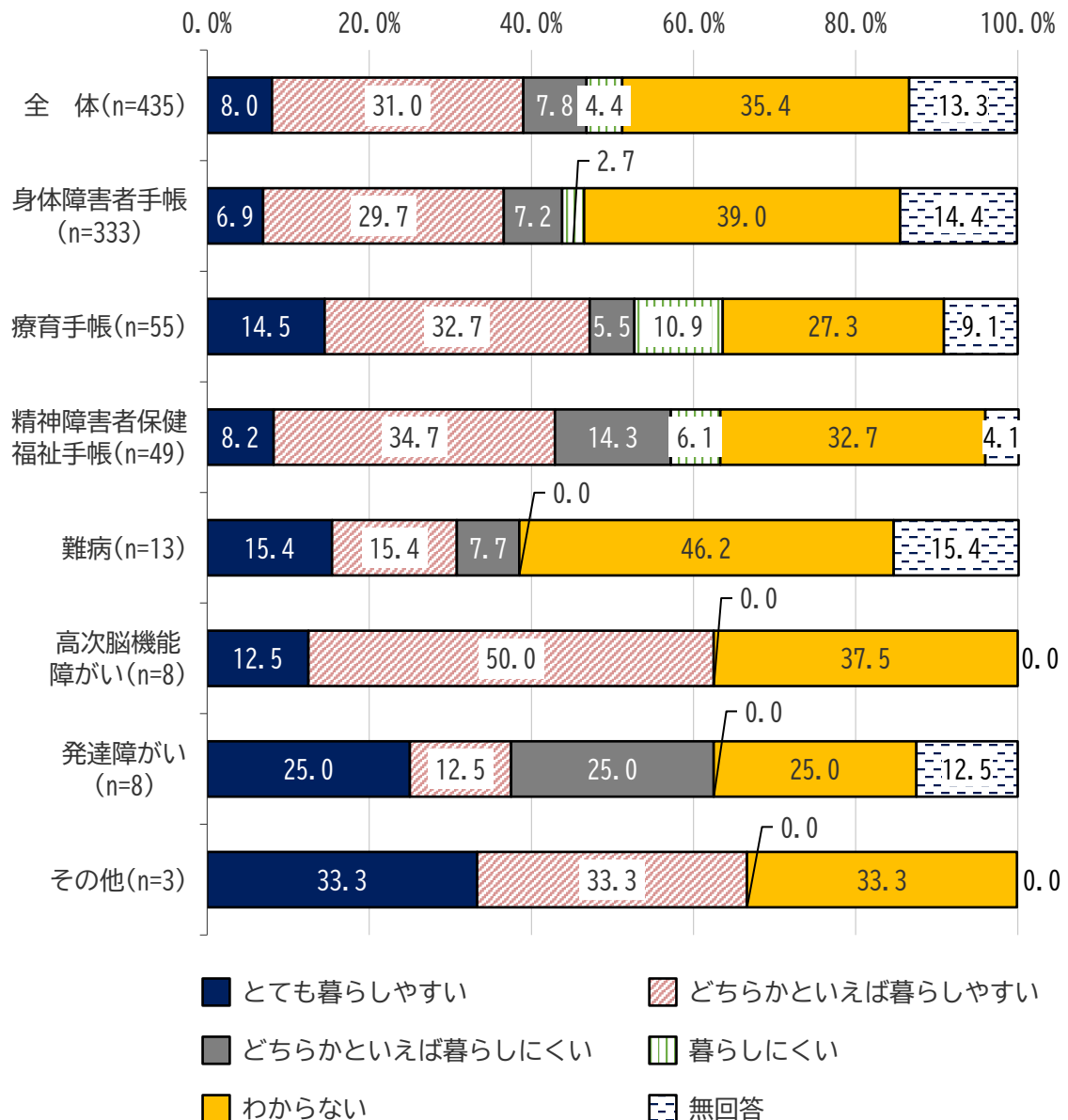
住民に対し、障がい者施策についてお聞きし、その意向を反映させて計画策定を行うため、アンケート調査を実施しました。相談体制や障がいに対する理解、公共機関の不足等の意見が多くありました。

（1）暮らしやすいまち

問 あなたは、池田町が障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか。

（〇は1つだけ）【障がい者調査】

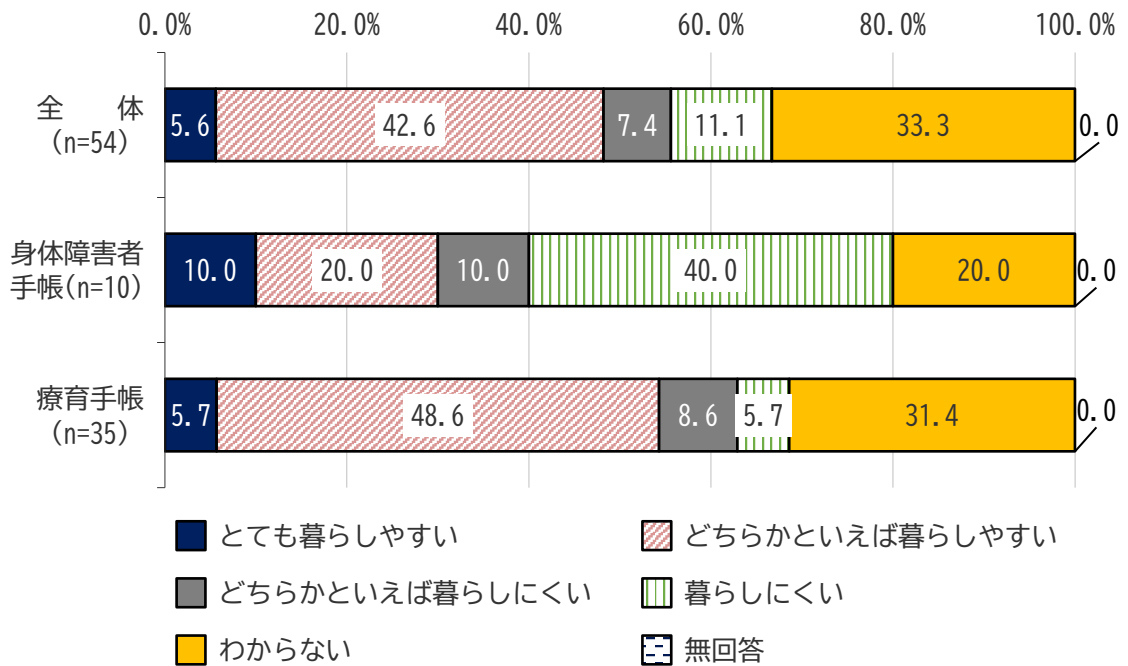
「わからない」(35.4%)が最も多く、次いで「どちらかといえば暮らしやすい」(31.0%)、「とても暮らしやすい」(8.0%)、「どちらかといえば暮らしにくい」(7.8%)、「暮らしにくい」(4.4%)となっています。



問 あなたは、池田町が障がい児にとって住みやすいまちだと思いますか。

(○は1つだけ) 【障がい児調査】

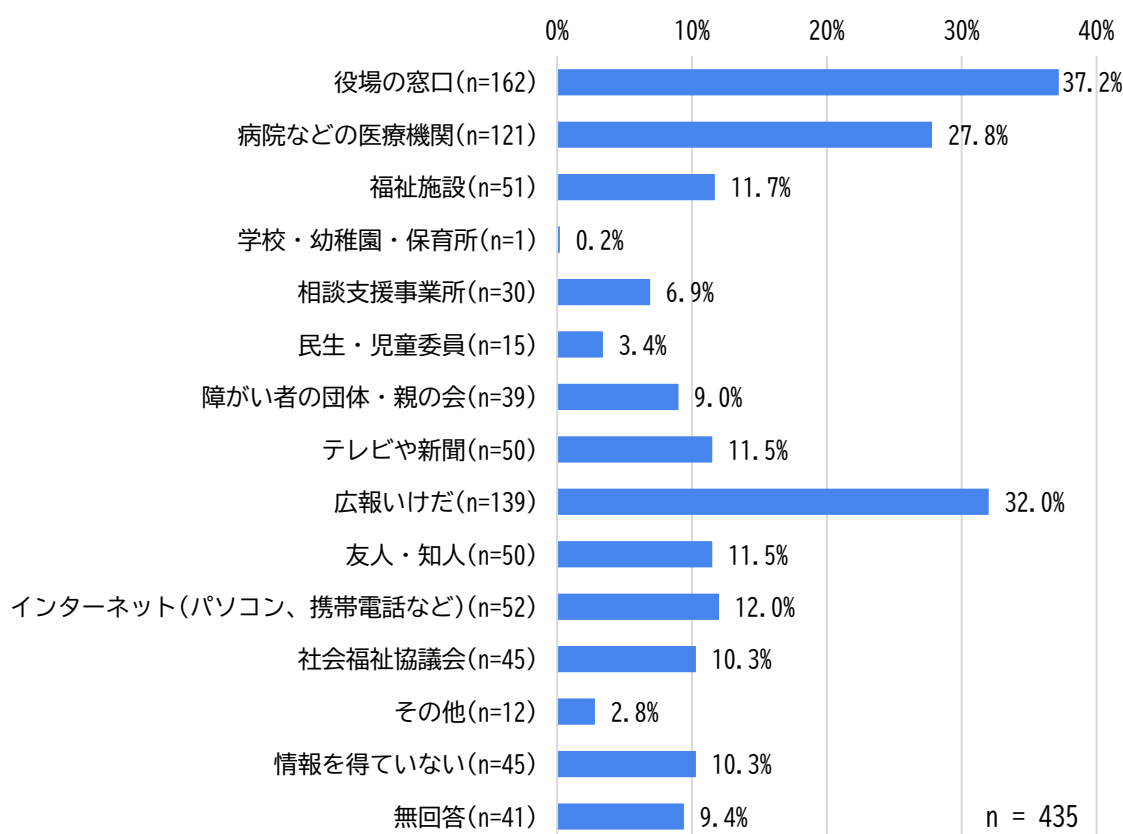
「どちらかといえば暮らしやすい」(42.6%)が最も多く、次いで「わからない」(33.3%)、「暮らしにくい」(11.1%)、「どちらかといえば暮らしにくい」(7.4%)、「とても暮らしやすい」(5.6%)となっています。



(2) 情報提供

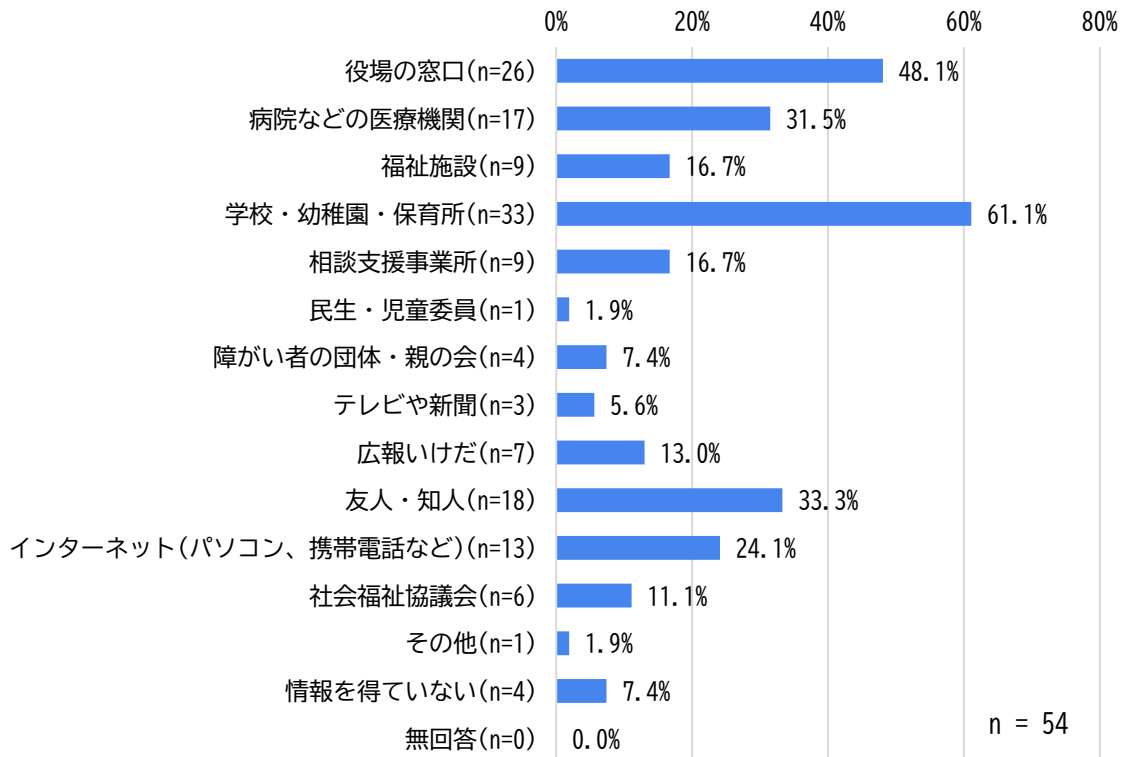
問 あなたやご家族の方は、福祉サービスに関して必要な情報をどこで（どこから）得ていますか。（〇はあてはまるものすべて）【障がい者調査】

「役場の窓口」(37.2%)が最も多く、次いで「広報いけだ」(32.0%)、「病院などの医療機関」(27.8%)、「インターネット(パソコン、携帯電話など)」(12.0%)、「福祉施設」(11.7%)となっています。



問 あなたやご家族の方は、福祉サービスに関して必要な情報をどこで（どこから）得ていますか。（〇はあてはまるものすべて）【障がい児調査】

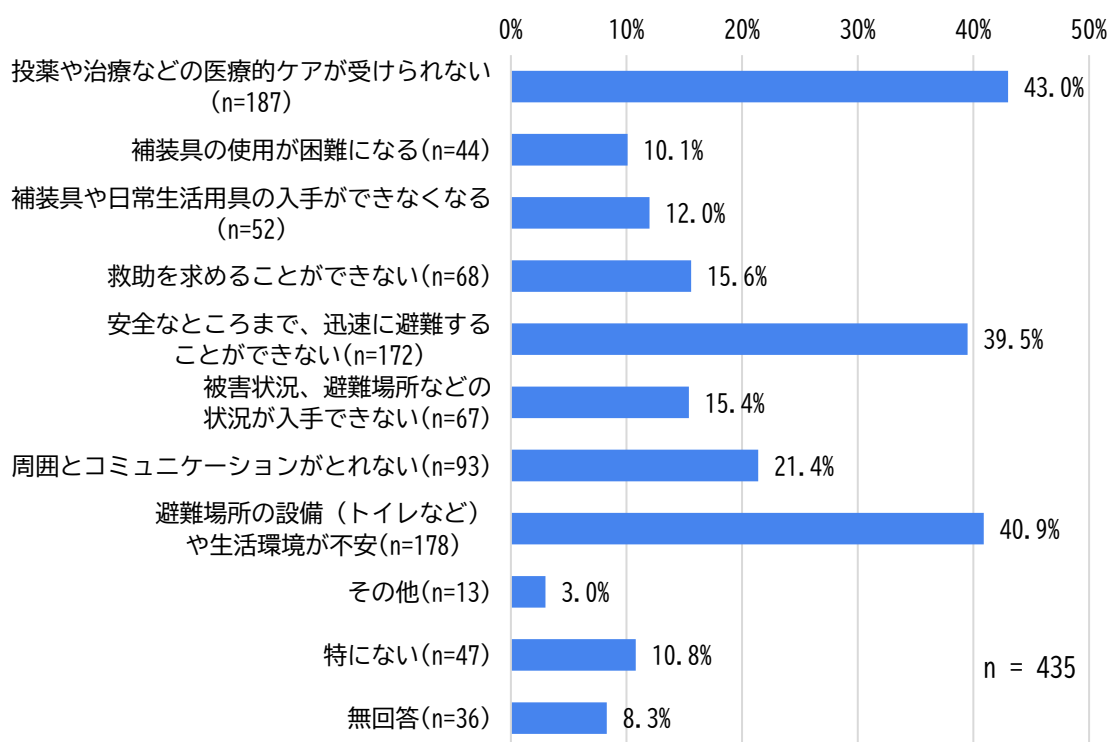
「学校・幼稚園・保育所」（61.1%）が最も多く、次いで「役場の窓口」（48.1%）、「友人・知人」（33.3%）、「病院などの医療機関」（31.5%）、「インターネット（パソコン、携帯電話など）」（24.1%）となっています。



(3) 防災

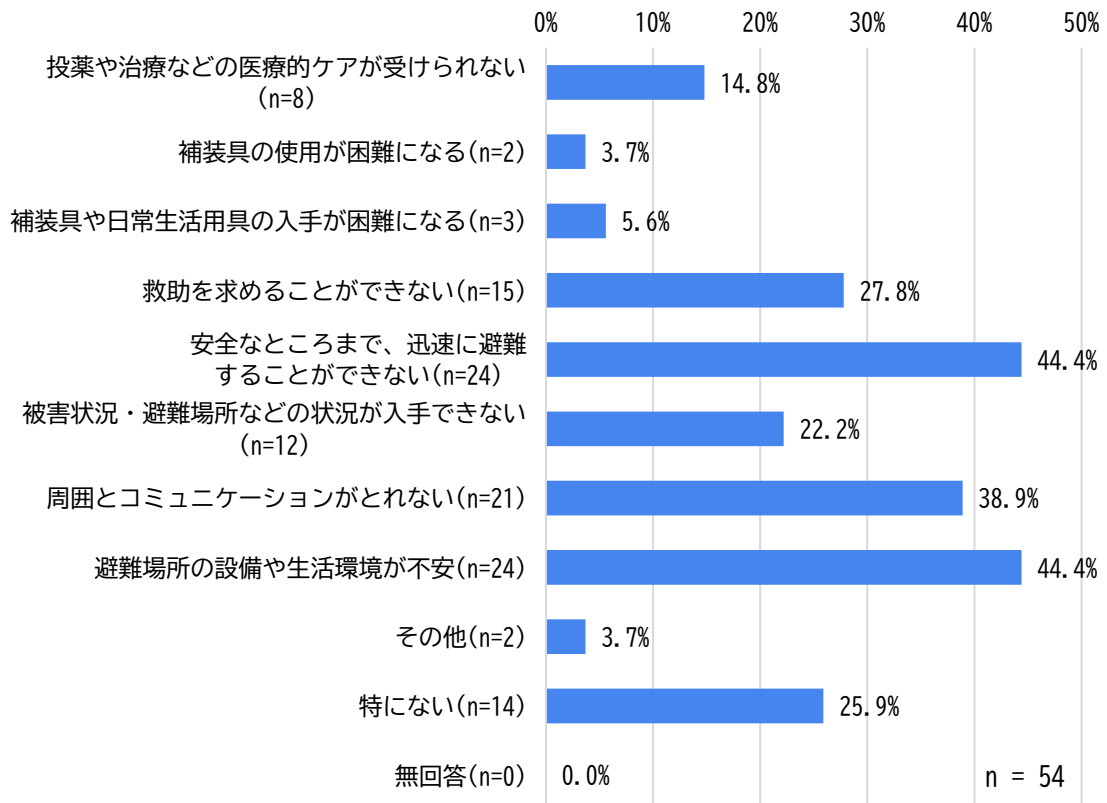
問 風水害や地震などの災害時に、あなたが困ると思うことは何ですか。
(〇はあてはまるものすべて) 【障がい者調査】

「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」(43.0%)が最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(40.9%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(39.5%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(21.4%)、「救助を求めることができない」(15.6%)となっています。



問 風水害や地震などの災害時に、お子さんについてあなたが困ると思うことは何ですか。（○はあてはまるものすべて）【障がい児調査】

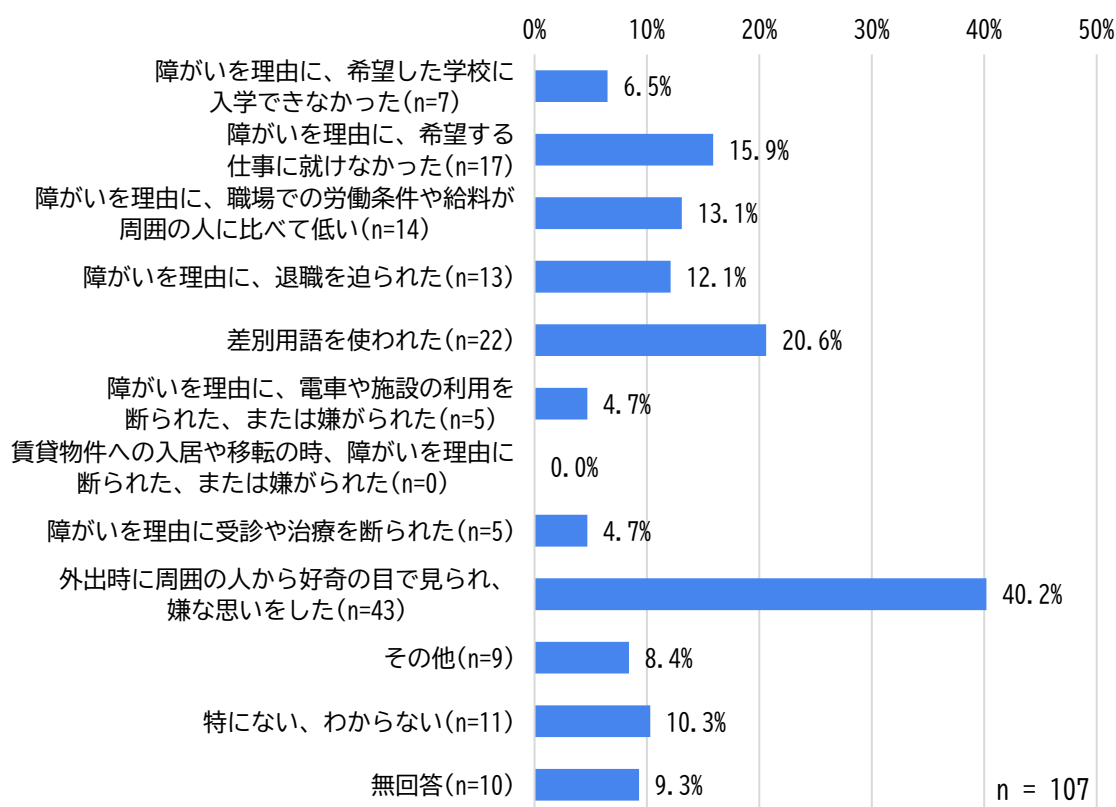
「安全なところまで、迅速に避難することができない」（44.4%）、「避難場所の設備や生活環境が不安」（44.4%）が最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」（38.9%）、「救助を求めることができない」（27.8%）、「特にない」（25.9%）となっています。



(4) 差別

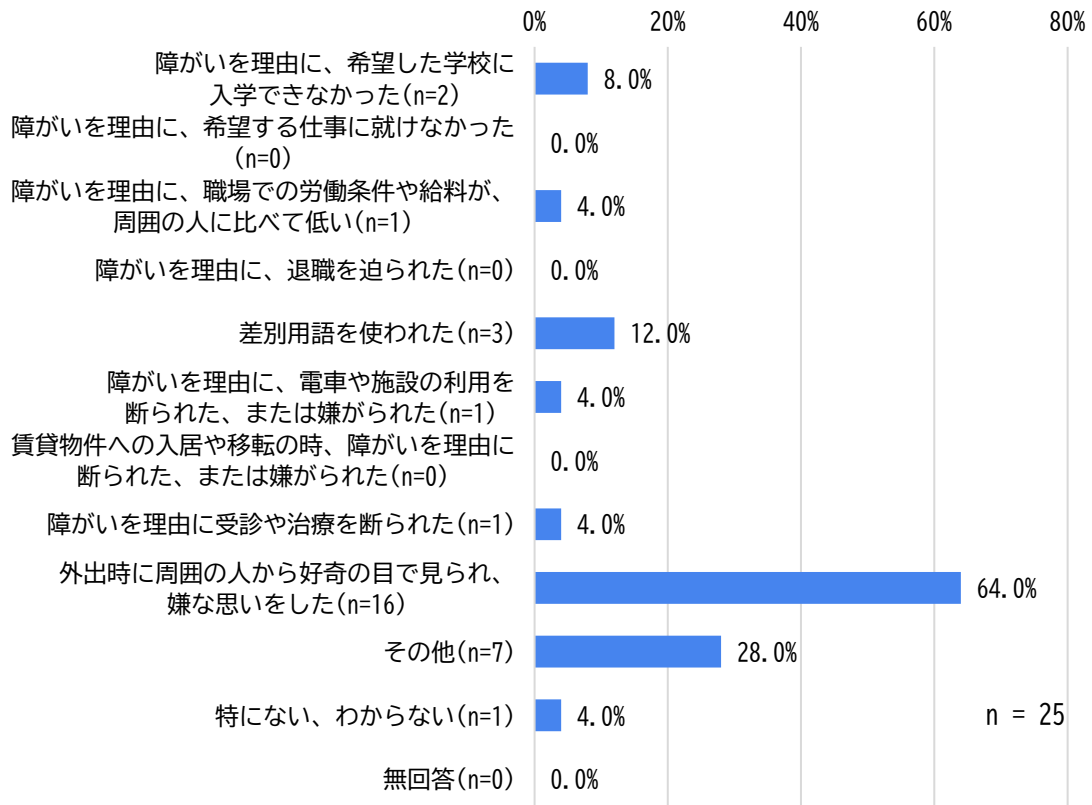
問 (差別された経験のある人) どのようなときに、差別や疎外感などを感じましたか。
(○はあてはまるものすべて) 【障がい者調査】

「外出時に周囲の人から好奇の目で見られ、嫌な思いをした」(40.2%)が最も多く、次いで「差別用語が使われた」(20.6%)、「障がいを理由に、希望する仕事に就けなかった」(15.9%)、「障がいを理由に、職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」(13.1%)、「障がいを理由に、退職を迫られた」(12.1%)となっています。



問 (差別された経験のある人) どのようなときに、差別や疎外感などを感じましたか。
(〇はあてはまるものすべて) 【障がい児調査】

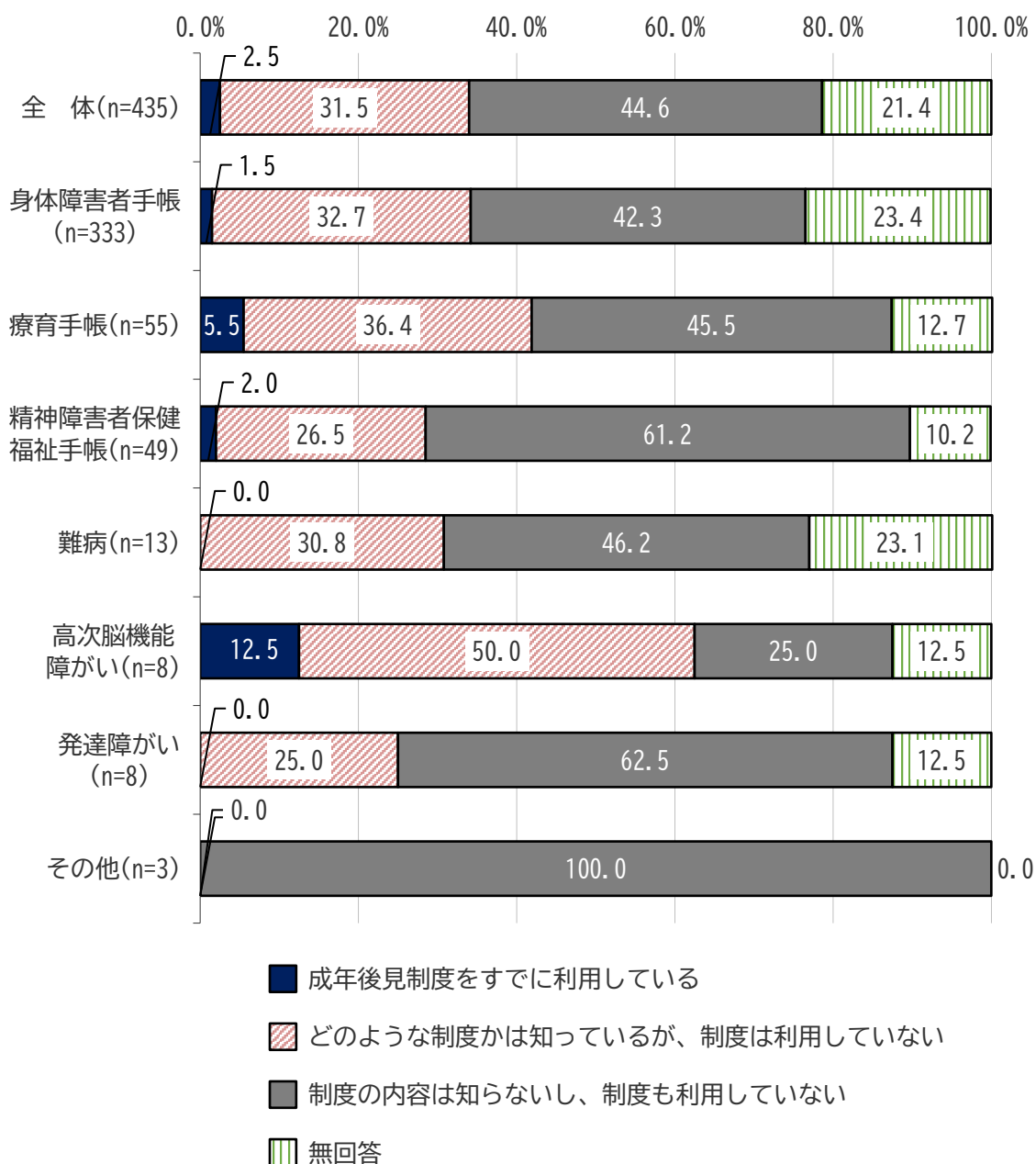
「外出時に周囲の人から好奇の目で見られ、嫌な思いをした」(64.0%)が最も多く、次いで「その他」(28.0%)、「差別用語を使われた」(12.0%)、「障がいを理由に、希望した学校に入学できなかった」(8.0%)、「障がいを理由に、職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」(4.0%)となっています。



(5) 権利擁護

問 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。(〇は1つだけ)【障がい者調査】

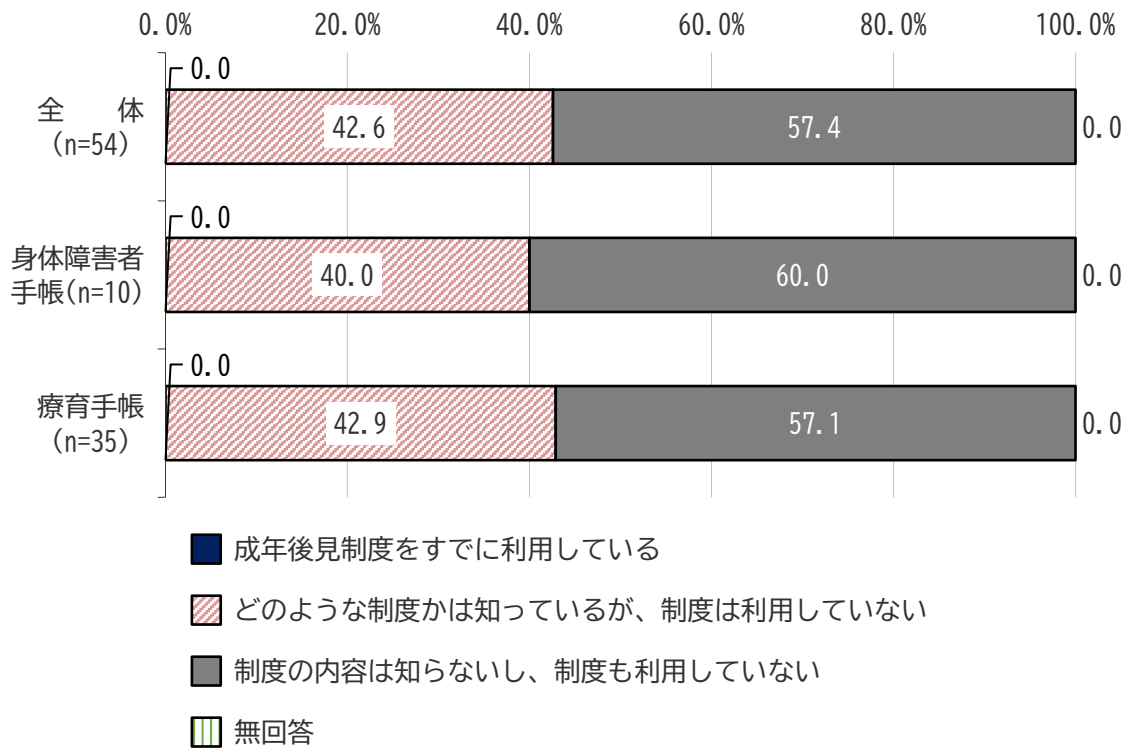
「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」(44.6%)が最も多く、次いで「どのような制度かは知っているが、制度は利用していない」(31.5%)、「成年後見制度をすでに利用している」(2.5%)となっています。



¹ 成年後見制度：精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

問 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。（○は1つだけ）【障がい児調査】

「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」（57.4%）が最も多く、次いで「どのような制度かは知っているが、制度は利用していない」（42.6%）となっています。





3. ヒアリング結果概要

町内の当事者団体に対して、本町における障がい者を取り巻く現状や課題等についてヒアリングを実施しました。町内のサービス提供事業所の実情や移動に関することについての意見が多くありました。

(1) 団体運営について

①現在の活動上の課題

- ・活動がマンネリ化している。
- ・新規メンバーの加入が少ない。減少傾向にある。
- ・団体に関する情報を発信する場が少ない。
- ・人数が集まらないと要望のために、声を上げることが難しくなる。

(2) 障がい者へのサービス提供について

①不足していると思われるサービス

- ・町内における各サービス提供事業所の不足。
(短期入所、就労継続支援、グループホーム、施設入所支援など)
- ・西濃圏域や揖斐郡などの広域で支援できるシステム。
(緊急時の短期入所の利用、虐待対策など)
- ・各サービスの支援員や相談支援員の人材不足。
(人数不足、力量不足など)

②保健・医療について

- ・気軽に利用できる障がい者に理解のある病院が近隣に少ない。
- ・インフルエンザなどの予防接種の補助制度が欲しい。

③生活環境の整備について

- ・親が亡くなった後に子どもの生活が保証されるか不安。
- ・障がい者を対象にしたタクシー運賃の助成が欲しい。
- ・コミュニティバスを利用できない人に配慮した移動手段が欲しい。
- ・障がい者マークが簡単に購入できるため、障がい者専用駐車場を本当に利用したい人が使えない。

④相談・情報提供について

- ・障がい者の雇用先や利用できるサービスについて、町報を通して情報発信して欲しい。

⑤住まい・住宅の確保について

- ・ひとりで生活することが困難な人のためのグループホームや短期入所の施設が不足している。

⑥雇用・就労について

- ・町内の雇用や就労支援事業所が増えると移動のための負担が減る。

⑦障がいへの理解と交流について

- ・ヘルプマークの認知度が低く、障がい者として理解されにくい。
- ・ヘルプマークの普及率が低い。

⑧生涯学習活動について

- ・障がいのある子どもが参加できるスポーツレクリエーションが休日にあると嬉しい。
- ・町内のレクリエーションの参加者に変化がない。

⑨安全・安心について

- ・施設の利用は新型コロナウイルスに対する感染リスクが高いため、気を付けている。
- ・災害時の避難が不安。災害時の障がい者への配慮、障がい者が取るべき行動を明確にして欲しい。
- ・声を上げることのできない障がい者への虐待が表面化しづらい。大事になる前に情報を得られるシステムが必要。

4. 第4期池田町障がい者福祉計画の推進状況

(1) 福祉施設²から地域生活への移行³促進

【国の指針】

○平成28年度末時点の施設入所⁴者の9%以上を地域生活へ移行。

○施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減する。

項目	基準	実績値			目標	備考
	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	
施設入所者	22人	19人	18人	19人	22人	施設入所者数
地域生活移行者		1人	1人	1人	1人	平成28年度末の施設入所者に占める地域移行者数
		4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	
削減		3人	4人	3人	人	施設入所者の削減数（平成28年度との比較）
		13.6%	18.1%	13.6%	0.0%	

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム⁵の構築

【国の指針】

○令和2年度末までに、保健医療福祉関係者による協議の場を設置する。

項目	令和2年度	
	目標	実績
協議の場の設置	1か所	西濃圏域に1か所

² 福祉施設：ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型など）のこと。

³ 地域生活への移行：障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること。

⁴ 入所施設：障がいや家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他の必要な支援を提供する施設。

⁵ 地域包括ケアシステム：障がい者や高齢者、子どもを含む、地域の全ての住民の関わりによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

(3) 地域生活支援拠点等⁶の整備

【国の指針】

○令和2年度末までに、地域での生活を支援する拠点を少なくとも1つ整備。

項目	令和2年度	
	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	1か所	西濃圏域に1か所

(4) 福祉施設から一般就労⁷への移行促進

【国の指針】

○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上とする。

○就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者から2割以上増加する。

○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

○各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

項目	基準	実績値			目標	備考
	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	
一般就労移行者	2人 -	3人 (1.5倍)	3人 (1.5倍)	1人 (0.5倍)	3人 (1.5倍)	福祉施設から一般就労への移行者数
就労移行支援事業の利用者	9人 -	4人 (0.4倍)	2人 (0.2倍)	3人 (0.3倍)	14人 (1.6倍)	就労移行支援事業の利用者数
職場定着率		100%	100%	100%	100%	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

⁶ 地域生活支援拠点等：入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時の受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと。

⁷ 一般就労：一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や特例子会社、重度障害者多数雇用事業所などで働くこと。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

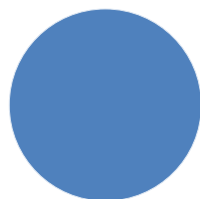
【国の指針】

- 令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- 令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。
- 令和2年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置。

項目	令和2年度	
	目標	実績
児童発達支援センター	町内に1か所	検討中
保育所等訪問支援体制の構築	町内に1か所	西濃圏域に2か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域または郡内に1か所	西濃圏域に1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域または郡内に1か所	西濃圏域に1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	町内に1か所	西濃圏域に1か所

第3章

基本的な考え方



第3章 基本的な考え方

1. 基本理念


平成27年3月に策定した「池田町障がい者福祉計画」では、『やさしさあふれる「福祉のまち池田町」』を基本理念とし、地域と行政が協働し、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

本計画の策定にあたり、障がいのある人の現状やアンケート調査の結果等を踏まえつつ、障がい福祉施策の継続性を鑑み、本計画における基本理念は、前計画を踏まえ、以下の通りとします。

やさしさあふれる 「福祉のまち池田町」

全ての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送れることを願っています。支援や介護が必要なときも、「やさしさあふれる」支えによって、自分らしい暮らしを実現できることこそ、私たちがめざす障がい者福祉です。

本町のこれまでの方向性と、総合計画における障がい者福祉施策の基本方針を踏まえ、障がいのある人もない人も、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、『やさしさあふれる「福祉のまち池田町」』を本計画の基本理念とします。



2. 障がい者福祉の目標

基本理念である『やさしさあふれる「福祉のまち池田町」』のため、次の基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ やさしいまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての住民がそれぞれのライフステージに応じて、生き生きとした生活が可能な環境を整えます。

全ての住民が障がいについての正しい認識を持ち、障がいのある人に対する差別の解消に向けた取り組みを推進します。また、障がいのある人に対する虐待の防止に向けた取り組みを強化します。

障がいを理由とした不都合が生じないよう、適切な住宅の確保への支援等、障がいのある人やその家族が生活しやすいやさしいまちづくりを推進します。

基本目標Ⅱ 社会参加の促進

障がいの有無に関わらず、全ての人々が社会のあらゆる分野に自由に参加参画して活躍できる社会の構築をめざします。生涯学習活動や就労の場に参加できるような啓発や環境整備を推進します。

行政サービス全般にわたる障がいのある人の視点に立った行政サービス等利用の指針づくりを検討し、障がいを理由とした社会参加の機会が奪われないよう、行政サービスの適切な利用促進に向けた体制整備を進めます。

基本目標Ⅲ 地域生活支援体制の構築

障害者総合支援法にもとづく各種サービスの提供体制を整備します。広報誌を中心として、町ホームページなどを活用し、成年後見制度の周知を行うなど、障がいのある人の権利擁護を積極的に進めるとともに、障がいのある人及びその家族が必要に応じて適切にサービスを利用できるよう情報提供を積極的に行い、障がいのある人の自律に向けた総合的支援に努めます。

基本目標Ⅳ 障がいの予防と早期療育の充実

各種保健事業などによる生活習慣病の予防など、障がいの発生予防に努めるとともに、障がいの早期発見早期療育の実現をめざします。早期発見早期療育の実現は、その後の障がいのある人自身の成長や発達に影響するものと考えられるため、近年、広く認識されるようになってきた発達障がいについても、家族や周囲の理解を深める情報提供等により、早期に適切な医療やリハビリテーション等を受けられるよう支援します。

また、特定疾患として個別に支援してきた難病患者について、各種制度の隙間を埋めるべく、「身体障害者手帳」の有無に関わらず、支援に努めます。

基本目標Ⅴ 安全安心に向けた取り組みの推進

防犯防災体制の整備、消費者トラブルの防止及び被害からの救済などを通じて、障がいのある人及びその家族が安全に、かつ安心して生活できる環境整備に努めます。

また、近年流行している新型インフルエンザやコロナウイルスへの対策を強化し、健康的な生活が送れるよう支援していきます。

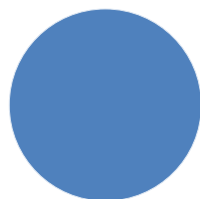
3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
やさしさあふれる「福祉のまち池田町」	基本目標Ⅰ やさしいまちづくりの推進	(1) 差別解消の取り組み推進	①差別解消に向けた取り組みの推進 ②虐待防止に向けた取り組みの推進
		(2) 啓発広報活動の推進	①多様なメディアによる広報活動の推進 ②外見から分かりにくい障がい等への理解促進
		(3) 福祉教育の推進	①社会教育における福祉教育の充実 ②学校教育における福祉教育の充実 ③交流教育の推進
		(4) ボランティア活動の推進	①障がい者団体やボランティア団体等の育成及び支援 ②ボランティア活動への支援 ③ボランティアの育成
		(5) 住宅環境の整備	①情報提供相談体制の整備 ②住宅改造等の促進
	基本目標Ⅱ 社会参加の促進	(1) 学校教育の充実	①教育体制の充実 ②就学指導相談の充実 ③学習施設等の充実 ④きめ細かな指導の充実
		(2) 生涯学習の推進	①学習内容の充実 ②施設環境の整備 ③障がい者スポーツの推進
		(3) 就労雇用の促進	①雇用の促進 ②就業情報の提供等 ③障がい者の職業能力向上への支援 ④福祉的就労の支援
		(4) 外出移動の支援	①バリアフリー化の推進 ②公共交通機関の利便性の確保 ③コミュニティバスの運行
		(5) 行政サービスにおける障がいのある人への合理的配慮	①行政サービスにおける「合理的」配慮を行うための指針の検討 ②選挙時における配慮の促進

基本理念	基本目標	基本方針	施策
やさしさをあふれる「福祉のまち池田町」	基本目標Ⅲ 地域生活支援体制の構築	(1) 相談支援体制情報提供の充実	①相談支援の充実 ②相談員による活動の充実 ③情報提供の充実 ④情報のバリアフリー化
		(2) 生活支援の充実	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居住系サービスの充実 ④計画相談支援の充実 ⑤サービスの質の向上 ⑥難病患者への支援体制の構築
		(3) 生活環境の充実	①地域生活支援事業の充実 ②経済的支援策の充実 ③成年後見制度の周知等、権利擁護の推進
	基本目標Ⅳ 障がいの予防と早期療育の充実	(1) 障がいの予防と健康の増進	①健康意識の高揚 ②健康づくりの推進 ③生活習慣病の予防促進
		(2) 早期療育の充実	①障がい児の受け入れ体制の充実 ②相談体制の充実 ③障がい児への療育の推進 ④発達障がい児への支援拡充
	基本目標Ⅴ 安全安心に向けた取り組みの推進	(1) 犯罪被害の抑止へ向けた取り組みの推進	①防犯体制の強化へ向けた取り組みの推進 ②消費者保護の推進
		(2) 防災対策の推進	①災害時における支援体制の構築 ②自主防災組織の体制強化への支援 ③避難行動要支援者との密な関係性構築の推進
		(3) 感染症対策の推進	①関係機関との連携強化 ②事業所等への検査 ③正しい知識の普及啓発

第4章

施策の推進



第4章 施策の推進

目標Ⅰ やさしいまちづくりの推進

(1) 差別解消の取り組み推進

【現状と課題】

- ✓ 令和2年度に行った池田町障がい者福祉に関するアンケート調査（以下、「障がい者アンケート調査」という。）では、「日常生活や学校、職場で、障がい者への差別や疎外感などを感じたことがありますか。」という設問に対して、「ある」と回答した方が24.6%に上り、障がい者が日常生活において、偏見や差別を感じています。
- ✓ 平成25年6月の「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）及び、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」（平成28年4月1日施行）から4年が経過し、障がい者（児）への差別感情が減少したかどうかの検証が必要です。
- ✓ 障がい児アンケート調査では、「「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称 障害者虐待防止法）について知っていますか。又実際に虐待を受けた（または虐待を受けている人がいる）場合の相談（通報）先は、「池田町障害者虐待防止センター」（池田町役場の健康福祉課内）であることを知っていますか。」という設問に対して、「法律についても、相談（通報）についても分からない」と回答した方が63.0%に上り、障がいに関する虐待について、どこに相談すべきか周知されていない状況です。

■施策の方向

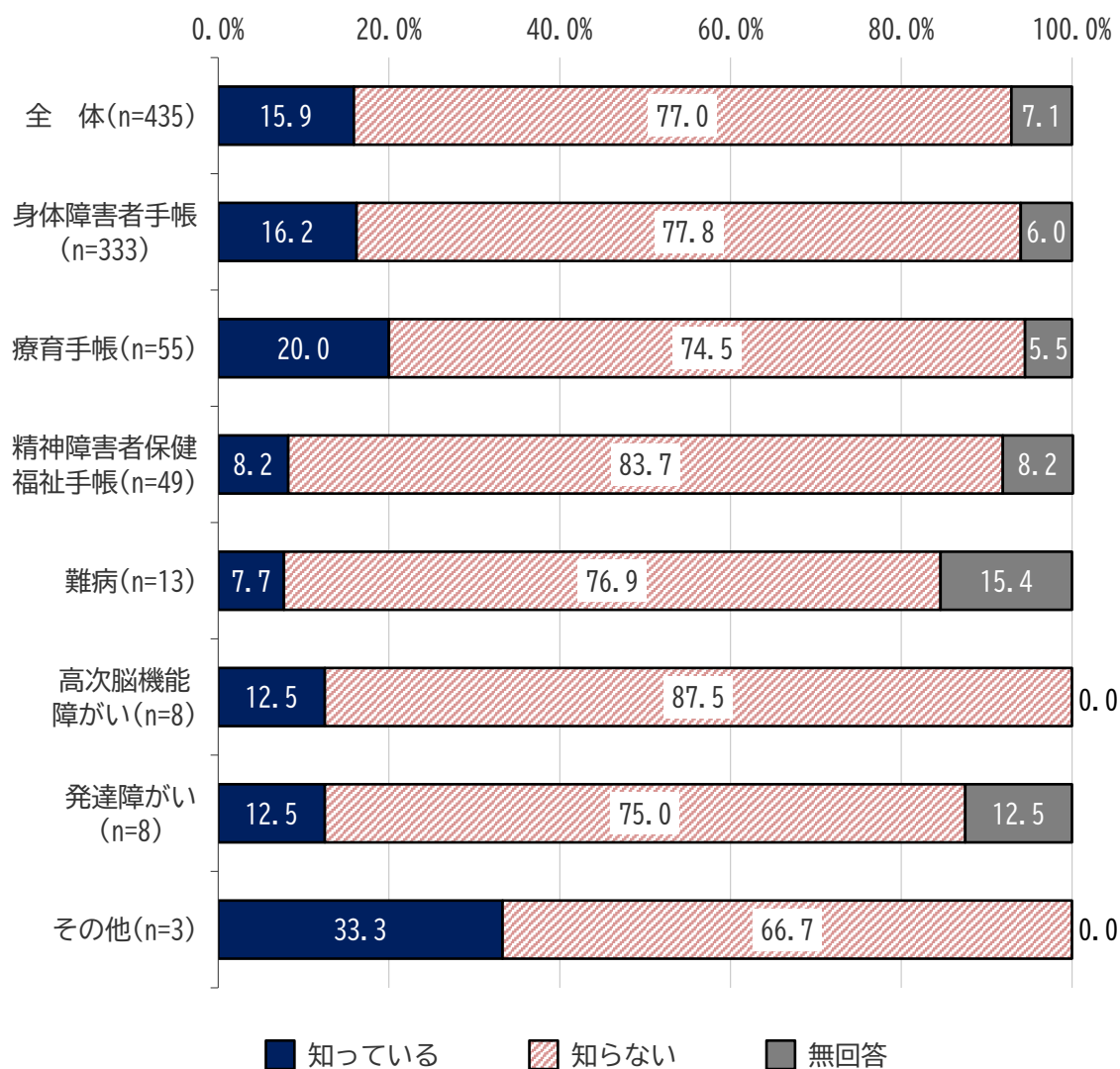
取り組み	内 容
①差別解消へ向けた取り組みの推進	障がい者に対する差別や偏見の解消を図るため、広報紙、町ホームページ等を活用し、「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」の趣旨を広く住民へ周知する積極的な広報活動に努めます。
②虐待防止に向けた取り組みの推進	障がい者への虐待を未然に防止することや早期発見に向けて、住民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供が行われやすい環境整備と池田町障害者自立支援協議会において検討を進めます。

(2) 啓発広報活動の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がい者アンケート調査では、「現在、充実してほしい障がい福祉施策は何ですか。」という設問に対して、「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が29.6%と同率1位となっており、障がいに関する情報のニーズは、非常に高いと言えます。
- ✓ 具体的に認知度をみると、「成年後見制度」について「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」という回答は44.6%、「福祉避難所」について「知らない」という回答は77.0%に上っています。

■福祉避難所の認知度（障がい者アンケート）



■施策の方向

取り組み	内 容
①多様なメディアによる広報活動の推進	広報紙を基本として、様々な情報を提供します。また、インターネットやその他のメディアの有効活用も含めて広報活動を行います。また、障がい者週間における啓発活動等を通じ、障がいに対する住民の理解促進に努めます。
②外見から分かりにくい障がい等への理解促進	内部障がいや精神障がい等、外見から分かりにくい障がいについての理解を深めるための広報を行います。また、難病や高次脳機能障がい等についての正しい理解を促進します。

(3) 福祉教育の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がい者問題に対する正しい理解を促進するためには、子どもから高齢者までの幅広い世代の住民に対する福祉教育が必要です。特に、幼少期から障がい者福祉に対する理解と意識を深めることは、インクルージョンの理念を実現するためにはきわめて重要なことです。
- ✓ 本町においても、幼児教育や学校教育等の場において、福祉についての教育に取り組んできました。今後も、福祉協力校・福祉協力園事業等の促進、児童生徒のボランティア活動への参加の促進、障がいがある人との交流の場の拡充に努めるなど、住民の障がい者福祉への理解を深める取り組みが必要です。

■施策の方向

取り組み	内 容
①社会教育における福祉教育の充実	児童生徒から高齢者にいたるまで、あらゆる世代の住民が思いやりや助け合いのこころを育むことができるよう、地域における多様な啓発活動を推進します。また、子どもからお年寄りまで、すべての住民が気軽に参加することができる講座や講習会等、各種事業を実施し、町全体での福祉意識の高揚を図ります。さらに、年に1回の池田スクールフォーラムの発表を通して、子どもたちの福祉活動を住民に紹介します。
②学校教育における福祉教育の充実	障がい及び障がいがある人に対する理解を促進するために、小中学校における福祉教育の体制を整備していくとともに、PTA活動を通じた家庭への普及に努めます。
③交流教育の推進	障がいがある児童と障がいがない児童が交流し、一緒に学ぶことを通じて相互理解を深める交流教育を推進します。

(4) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がい者の地域での生活を支えるため、地域におけるボランティア活動が果たす役割は大きく、ボランティアによる支援を必要としている障がい者も多くいます。今後、地域におけるボランティア活動を活性化していく必要があります。
- ✓ 障がい者アンケート調査では、「地域のボランティアと知り合いになりたいか」という設問に対し、「そう思う」「まあそう思う」を合わせた割合は、2割強となっています。所持手帳別で見ると、療育手帳所持者が4割強となっており、障がい者と地域ボランティアの橋渡しが重要です。
- ✓ また、ボランティア活動は、障がい者自身の社会参加活動としても位置づけることができます。本町において、障がい者自身がボランティア活動に参加し、様々な形で地域社会に貢献することができる環境整備を行う必要があります。
- ✓ 地域における各種ボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティア参加者や指導者の育成に努め、障がいがある人もない人も誰もが気軽に、積極的に参加できるボランティア活動のネットワークを構築することが今後の課題です。

■ 施策の方向

取り組み	内 容
①障がい者団体やボランティア団体等の育成及び支援	さまざまな感染症に対応するため、日ごろからリスクを想定し、関係機関との連携体制を強化します。
②ボランティア活動への支援	ボランティア活動に関する啓発活動を行うとともに、ボランティアの育成と活動の促進を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の利用ニーズと活動ニーズをつなぐコーディネート活動の充実を図ります。
③ボランティアの育成	ボランティアの養成講座の充実や研修機会の充実に努めることで、ボランティア活動に参加する機会の確保や専門的な技術を身につけたボランティアの育成に努めます。また、町主催イベント等において中学生を中心に参加者を募り、次世代のボランティア育成を進めます。

(5) 住宅環境の整備

【現状と課題】

- ✓ 障がい者アンケート調査結果によると、本町の障がい者のおよそ 86.0%が持ち家で生活しており、今現在福祉施設や病院にいる人も4割は将来的に地域で暮らすことを希望しています。
- ✓ 住宅環境の整備は地域包括ケアシステムの根幹に位置付けられることから、住宅の安全性の確保に関する様々な情報提供や相談体制の確立が必要です。

■施策の方向

取り組み	内 容
①情報提供相談体制の整備	住宅を安全で快適なものとするための情報提供や相談体制を整備します。住宅改造意向をもつ障がいのある人とその家族については、事業所等を通じた個々の状況に応じた個人住宅の改善に対する助成制度の周知に努めるとともに、制度の充実等について県に働きかけを行います。
②住宅改造等の促進	障がいのある人が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、整備資金の融資活用、日常生活用具の給付事業等の制度について、広報紙を通じて周知を図るほか、制度の充実に努めます。

目標Ⅱ 社会参加の促進

(1) 学校教育の充実

【現状と課題】

- ✓ 障がいがある児童生徒に対しては、障がいの種類、程度、適性等個人の状態に応じ、適切な教育を行うことが必要です。また、多様なニーズに対応するための特別支援教育の理解や知識を深めるための研修等が必要です。
- ✓ 令和2年度現在、本町の小中学校の特別支援学級には79人（小学校63人、中学校16人）、特別支援学校には30人（小学部10人、中学部3人、高等部17人）が在籍しています。
- ✓ 本町では、幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、園や学校全体で特別支援教育を推進しています。今後も教育関係機関と福祉関係機関が連携し、途切れのない特別支援教育を推進し、一人ひとりの特性に応じた支援の充実に努めていく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①教育体制の充実	障がい児一人ひとりの適性や健康状態、あるいは、成長の段階に応じた適切な教育ができるよう、その能力を最大限に発揮することができる教育指導の充実に努めます。
②就学指導相談の充実	障がい児本人と保護者の悩みや不安を軽減するため、専門職員による相談体制を強化します。また、本人、保護者の考えや意見を十分に聞き入れながら、適性就学の推進に努めます。特に相談体制については、障がい児が発達に必要な環境を得て、最大限の発達が遂げられるよう、医療機関等の協力を得ながら、適切な指導、助言を行うことができる体制づくりに努めます。
③学習施設等の充実	幼稚園、保育園、小学校、中学校等の施設を、障がい児が利用しやすい施設とするために、学習施設のバリアフリー化等を継続的に推進します。
④きめ細かな指導の充実	特別支援学級 ⁸ の担当教員の指導力の向上を図るとともに、町単独採用講師として特別支援学級支援員、特別支援教育アシスタント、相談員等を配置し、障がい児の個性や適性に応じたきめ細かな教育指導を推進します。また、特殊な医療行為等を要する児童の受け入れ体制は不十分ですが、インクルージョンの理念のもと、可能な限りのインクルーシブ教育 ⁹ 体制の構築を図ります。

⁸ 特別支援学級：障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の学級。

⁹ インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。

(2) 生涯学習の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がい者がスポーツや文化活動等の生涯学習活動を行うことは、体力の維持や健康増進、社会参加の促進や生活を豊かにする上でも大切なことです。障がい者が生涯学習に気軽に参加できるようバリアフリー化を進めていく必要があります。
- ✓ 障がい者アンケート調査では、スポーツや運動に今後参加を希望する割合は「思う」「まあ思う」を併せて33.8%ありました。
- ✓ 今後は、障がい者と住民が交流できるような様々な文化、スポーツイベントに気軽に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①学習内容の充実	障がい者の学習等のニーズに応じたメニューを整備するなど、参加しやすい条件を整備していきます。また、一般の講座にも気軽に参加できるような条件整備に努め、生涯学習活動を通じた交流を促進します。 また、生涯学習活動の成果を発表する機会をつくり、生涯学習活動への意欲を高めることに努めます。
②施設環境の整備	公民館、体育館等の生涯学習に使用する公共施設については、バリアフリー化を進める等、障がい者が利用しやすい施設になるよう努めます。
③障がい者スポーツの推進	障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がい者スポーツ参加者の裾野を広げるための取組みを推進します。

(3) 就労雇用の促進

【現状と課題】

- ✓ 障がい者が地域で生活を送るためには、働くことで経済的・精神的安定を得ることが重要です。各々の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、一般就労に向けた支援や福祉的就労の支援が必要です。また、企業に対して障がい者雇用についての啓発も併せて行っていく必要があります。
- ✓ 障がい者アンケート調査で、「障がいのある人が働くためには、おもにどのような環境が整っていることが大切か」を尋ねたところ、「障がいの程度にあった仕事であること」(28.3%)が最も多く、次いで「勤務する時間や日数を調整できること」(26.9%)、「周囲が障がいを理解してくれること」(24.8%)、「特にないわからない」(15.6%)、「通勤手段があること」(14.5%)となっています。障がい者に適した職場環境をどうすれば構築できるのか、雇用側との連絡を密にし、探っていく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①雇用の促進	民間企業における障がい者の雇用を促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を周知するとともに、障がい者雇用に関する事業主への支援等の充実を関係諸機関に働きかけます。
②就業情報の提供等	公共職業安定所（ハローワーク）が実施している障がい者の特別相談や巡回職業相談等の情報を提供し、参加を促進します。
③障がい者の職業能力向上への支援	障がいの種類や程度に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、職業能力の向上のための取り組みを行います。
④福祉的就労の支援	「障害者優先調達推進法」が平成25年4月に施行されたことで、政府や地方自治体は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めることとされました。本町においても、平成25年12月から毎年度策定している池田町による障がい者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針により、本町が自ら率先して障がい者就労施設等で就労する障がい者の就労促進を図るため、今後、障がい福祉サービスの事業所等からの製品の優先的な調達に努め、工賃収入の向上を支援します。

(4) 外出移動の支援

【現状と課題】

- ✓ 障がい者が様々な社会参加ができる環境を整備していくためには、移動交通手段の確保と道路や公共施設等のバリアフリー化が必要となります。
- ✓ 自動車を運転できない人の移動を確保するために平成24年2月から運行を始めたコミュニティバスは、令和2年5月より、平日の月・水・金曜日のみコミュニティバス3台で巡回線・北回り線・南回り線・市橋線を無料で運行しています。
- ✓ 障がい者アンケート調査結果では、コミュニティバスの充実やユニバーサルデザイン¹⁰の採用を求める声が見られ、その充実が求められています。
- ✓ 令和3年度には、運転免許証を持たない高齢者・障がい者に対して、団体ヒアリングで要望のあったタクシーの利用助成を行う予定です。

■施策の方向

取り組み	内 容
①バリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、平成25年3月制定の「池田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、歩行者分離や有効幅員の確保、歩道の段差解消等の整備により、生活圏内における安全で連続した歩行者空間の確保を行います。
②公共交通機関の利便性の確保	バス、鉄道などの公共交通機関等については、障がい者にも配慮するよう、関係機関等に対して積極的に働きかけるとともに、協力を求め、利用しやすい公共交通機関をめざします。
③コミュニティバスの運行	自家用車を運転できない人のための交通手段として、本町独自のコミュニティバスの運行を継続して行います。今後も、コミュニティバスの運行を障がい者の社会参加増加に資するよう、ノンステップバスの導入等、本町として可能な限りの支援を行います。

¹⁰ ユニバーサルデザイン：差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができるもの。

(5) 行政サービスにおける障がいのある人への合理的配慮

【現状と課題】

- ✓ 「障害者権利条約」の批准により、障がい者への「合理的配慮」が義務づけられました。行政サービスは率先して取り組む必要があります。具体的には公共施設の案内表示や行政文書の文字の大きさ配色を考慮するとともに、窓口では簡易筆談器等を使い、コミュニケーションがとれるよう努めるなど、ソフト面でもユニバーサルデザインの理念に基づいた事業を推進していく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①行政サービスにおける合理的配慮を行うための指針の検討	すべての行政サービスにおいて、障がい者の視点に立った合理的配慮が行えるよう、政府、岐阜県等の動向を踏まえ、合理的配慮を行なうための指針作成に向けた取り組みを行います。
②選挙時における配慮の促進	選挙時における障がい者に対する支援は、法定の支援内容は全て実施していますが、今後も障がい者の権利が保障されるよう、選挙時におけるソフト面での配慮を促進し、障がい者が参加できない障壁を解消します。

目標Ⅲ 地域生活支援体制の構築

(1) 相談支援体制情報提供の充実

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人本人やその家族は、将来の生活や災害時の支援等、様々なことに対して不安を抱えています。そうした不安を解消するために相談支援体制の充実が不可欠となります。障がい者アンケート結果でも、自由記載の箇所で相談員の増員などを求める声が寄せられています。
- ✓ 相談したい具体的内容は、福祉サービスの内容や障がい病気のこと、将来のこと、経済的なことなど多岐にわたるため、相談内容の専門化・高度化傾向に対応するための体制整備及び視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報提供体制整備が必要です。
- ✓ また、障がいのある人の情報取得において、現在広報紙を中心に行っている広報活動をICT¹¹の普及に伴い、町ホームページのユニバーサルデザイン化やウェブアクセシビリティ¹²の向上を行うなど、広く情報を周知する環境を整備する必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①相談支援の充実	各種相談窓口の連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度の周知と利用を図るとともに、専門機関、医療機関等の紹介を行うなど、総合的な相談体制を整備します。
②相談員による活動の充実	障がいのある人とその家族が、身近なところで気軽に相談できるよう、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員などを周知し、相談活動を充実させます。
③情報提供の充実	近年、障がい者施策に関する様々な法改正や制度改正が行われたことにより、新しく創設された障がい福祉サービスが利用者にとって分かりにくくなっています。各種諸制度の利用、活用のための資料の収集や設置等により、情報提供窓口の充実を図ります。また、障がいのある人とその家族が、必要な情報を的確に入手し、適切に利用することができるよう支援します。
④情報のバリアフリー化	町ホームページのユニバーサルデザイン化やウェブアクセシビリティの向上を行うなど、広く情報を周知する環境整備の検討を行います。

¹¹ ICT:Information and Communication Technology は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology) とほぼ同義の意味。

¹² ウェブアクセシビリティ: 年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

(2) 生活支援の充実

【現状と課題】

- ✓ 本町では、居宅介護や重度訪問介護などの介護給付、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付など、制度に応じたサービスの利用を支援しています。
- ✓ しかし、障がい者アンケート結果では、現在利用していない人が多く、今後障がい者のニーズに沿ったサービスのあり方を検討していく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①訪問系サービスの充実	障がいのある人の日常生活を支援するため、身体介護、家事援助等を行うホームヘルパーの派遣を行います。
②日中活動系サービスの充実	障がいのある人の生活支援、生活改善、身体機能の向上、就労支援等を目的とした各種障がい福祉サービスを提供するとともに、地域での社会参加を促進するため、創作的活動、生産活動や就労の機会を提供するサービスを実施します。
③居住系サービスの充実	施設入所者に対して、地域生活への移行を推進するという視点に立ち、また、ニーズの増加等の必要に応じて、近隣市町村との連携のもと施設整備を検討していきます。
④計画相談体制の充実	障がいの内容や程度、家族構成なども踏まえて適切な障がい福祉サービス利用を指導助言する計画相談体制を強化していきます。
⑤サービスの質の向上	障がい福祉サービス現場における人材の確保や職員の資質の向上等への支援を行うとともに、障がい福祉サービスの評価を行うなど、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。また、需要のあるサービスについて、町内の施設整備を検討し、サービス提供の場を充実させます。
⑥難病患者への支援体制の構築	平成 25 年の制度改正により、障がいの範囲に難病が追加されました。これまで、制度の谷間と言われていた、難病が加わったことにより、「障害者手帳」のない難病患者についても対応します。また、難病について、障がい福祉サービスの対象者に追加されたことを、広報紙や町ホームページを通じて広く住民へ周知します。

(3) 生活環境の充実

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加していくためには、暮らしやすい生活環境が整備されていることが不可欠であり、公共の場所におけるバリアフリー化の推進や移動支援の充実が求められます。
- ✓ 障がい者アンケート結果では、「池田町が障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか」と尋ねたところ、「とても暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」を併せた割合は、4割弱でした。
- ✓ また、「現在、充実してほしい障がい福祉施策は何ですか」と尋ねたところ、「サービス利用の手続きの簡素化」(25.3%)が最も多く、次いで「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」(20.5%)、「相談業務窓口の充実」(20.0%)、「保健医療福祉のサービスの充実」(19.8%)、「手当などの経済的援助の充実」(18.4%)となっています。
- ✓ これらを踏まえ、障がい者(児)が地域で暮らしやすい生活環境の充実を図っていく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①地域生活支援事業の充実	成年後見制度支援事業など新しく必須事業として加わった地域生活支援事業のサービスの内容や利用条件等について、広報紙等を通じて住民に広く周知し、利用の促進を図ります。また、任意事業については、障がい者のニーズに合った形で提供できるよう検討を行います。
②経済的支援策の充実	障がいのある人の日常生活を補完するサービスとして、各種事業を実施します。また、各種支援制度等について、広報紙等を用いて住民に広く周知し、制度の一層の充実を図ります。
③成年後見制度の周知等、権利擁護の推進	障がいのある人の権利擁護のための事業の周知・啓発活動を進めるとともに、権利擁護事業の充実と利用の促進を図ります。

目標Ⅳ 障がいの予防と早期療育の充実

(1) 障がいの予防と健康の増進

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人もない人も、健康に生活を送るためには、障がいの発生の予防や障がいの早期発見・早期対応が重要です。
- ✓ 本町では、健康診断をはじめ、健康相談・栄養相談等を実施し、住民の健康づくりのための事業を行ってきました。また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、3～4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健診を実施しています。今後も、これらの事業の充実及び受診率の向上を図り、健康づくりを通じた障がいの予防を充実する必要があります。
- ✓ また、現代はストレス社会と言われ、子どもから大人まで多くの人たちが様々な心理的ストレスを抱えています。そのため、関係機関の連携の下、こころの健康づくりの推進や相談体制の充実が必要となっています。

■施策の方向

取り組み	内 容
①健康意識の高揚	健康づくりに関する情報提供を充実し、住民の健康意識を高める取り組みを促進します。
②健康づくりの推進	障がい者一人ひとりの状態に応じた、適切な指導を行う事業の充実に努めるとともに、在宅障がい者の健康管理と健康の維持増進を図るため、保健師等による訪問指導の充実強化に努めます。
③生活習慣病予防対策の促進	生活習慣病等の予防による障がいの発生予防や軽減を図るため、健康診断の受診率の向上に努め、生活習慣改善に向けた指導の充実による健康づくりと疾病予防を促進します。

(2) 早期療育の充実

【現状と課題】

- ✓ 発達障がいのある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性はきわめて高いといえます。しかし、早期発見の精度を上げるだけでなく、早期支援を充実させるためには、専門機関の体制整備が重要です。また、子どもへの支援とともに保護者への支援も大切であり、出産前からの情報提供や相談体制、情報を共有化するツール等の整備を急ぐ必要があります。
- ✓ 現在、本町において、ことばや心身に障がいがある就学前の幼児を対象とする「池田町ことばの教室」を運営しています。池田町ことばの教室については、利用者の増加に伴う指導体制の整備強化や、就学後のフォローの充実などが要望されており、今後、検討が必要になっています。また、保育園における障がい児の受け入れ体制の充実、専門的な知識を有する人材の確保、相談体制の充実等が課題となっています。

■施策の方向

取り組み	内 容
①障がい児の受け入れ体制の充実	保育園等における障がい児の受け入れ体制を強化するとともに、保育士に対する研修機会の充実等により、質の高い障がい児保育の受け入れ体制を整備します。
②相談体制の充実	庁内における窓口をはじめ、「池田町ことばの教室」で実施されている相談等、関係機関と十分に連携し、気軽に相談できる窓口づくりを行います。
③障がい児への療育の推進	県との連携のもと、在宅障がい児の地域生活を支援するため、地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。また、専門的な職員が研修等を通じて、訪問療育、外来療育等の技術を習得する機会の確保に努めます。
④発達障がい児への支援拡充	発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターと連携するとともに、西濃圏域にある西濃圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュと連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じる等、支援を行います。

目標Ⅴ 安全安心に向けた取り組みの推進

(1) 犯罪被害の抑止へ向けた取り組みの推進

【現状と課題】

- ✓ 近年、マスメディアでも多く取り上げられているように、悪質商法や詐欺による契約トラブル等の消費者被害の被害が多くなっています。高齢者や知的障がい者が被害に遭うことも多いため、そのような被害を未然に防ぐために、被害状況の情報提供を積極的に行うとともに、権利を守る制度を周知し、地域等が一体となって防犯意識を身につける必要があります。
- ✓ 現在、平成19年度に発足した安心見守り隊の活動を通じて、地域の安全を見守る活動を実施しています。今後、万が一被害にあった時には、早期に発見し救済できるように相談支援体制を強化していく必要があります。

■施策の方向

取り組み	内 容
①防犯体制の強化へ向けた取り組みの推進	地域における防犯を住民自身が考えて、意識を高めることができるよう、安心見守り隊の活動支援を行うとともに、犯罪被害の情報提供や被害防止に向けた啓発活動を行います。
②消費者保護の推進	悪質商法等の被害防止について啓発を行うとともに、訪問を含めた相談活動を通じて、被害の早期発見と予防に努めます。また、親族のいない人については、総合相談窓口の周知を行うとともに、成年後見の申し立ての体制作りを行います。

(2) 防災対策の推進

【現状と課題】

- ✓ 近年、さまざまな災害が頻発し、障がいのある人の多くが災害時の不安を感じていますが、障がい者アンケート結果をみると、福祉避難所の認知度や利用意向は低いという現状があります。さらに、障がい者の避難所生活での不安も見受けられます。
- ✓ 災害時に障がいのある人を手助けしようという多くの住民の思いが適切に届くよう、要配慮者・避難行動要支援者対策計画に基づいた訓練を行うとともに、避難を支援する必要がある人を地域で見守る体制づくりが一層必要です。
- ✓ 現在、総合防災訓練において、災害ボランティア組織「災害救援ネットワーク池田」による災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しています。今後は、災害時における行政・社会福祉協議会・自主防災組織・ボランティア組織・住民の連携を強め、災害時における避難所で安定した生活ができるように、避難所運営マニュアルを基に、避難行動要支援者に配慮した避難所の運営が必要です。

■施策の方向

取り組み	内 容
①災害時における支援体制の構築	火災や震災等の自然災害が起きた場合、障がい者が自身の安全を確保するためには様々な困難が伴います。障がい者の安否確認や避難救済が速やかに漏れなく行われるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、地域住民との協働関係を強化し、災害時における支援体制の構築に努めます。 また、災害時における障がい者専用の避難所設置について検討を行います。
②自主防災組織の体制強化への支援	障がい者の総合防災訓練への積極的な参加を促し、各種訓練内容の充実を図りながら、自主防災組織の強化を図ります。
③避難行動要支援者との密な関係性構築の推進	防災関係機関との連携を密にし、災害等の緊急時における情報収集及び情報提供体制の整備強化を図ります。

(3) 感染症対策の推進

【現状と課題】

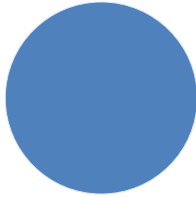
- ✓ 昨今、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やインフルエンザなど感染症予防への対応を求められることが多くなっています。障がい者（児）も例外ではなく、学校や作業所など日常立ち寄る場所での感染症予防対策が必要です。

■施策の方向

取り組み	内 容
①関係機関との連携強化	さまざまな感染症に対応するため、日ごろからリスクを想定し、関係機関との連携体制を強化します。
②事業所等への検査	感染症対策として、事業所の予防対策がとれているか、3密状態となっていないかなど、聞き取り調査の実施や訪問調査を検討します。
③正しい知識の普及啓発	3密状態の回避や手洗いの徹底など、感染リスクに的確に対応するため、普及啓発、予防を徹底します。

第5章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 2023（令和5）年度までに重点的に取り組む目標

第6期池田町障がい福祉計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度末を目標とし、国の基本指針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を推進します。

（1）福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

《第6期の目標と考え方》

※第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の両方を合わせて「第6期」と標記します。（以下同じ）

【目標】

第6期障がい福祉計画では、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数（18人）の11%（2人）を地域生活に移行することを目標とします。令和元年度末時点の施設入所者からの削減数については、多くの入所待機者があり、一定の需要があることを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数（A）	18人	
【目標値①】（B） 入所施設からの地域移行	2人	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数（C）	2人	令和5年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
令和5年度末の入所者数（D）	18人	令和2年度末の利用者見込数（A - B + C）
【目標値②】（E） 施設入所者の削減数	0人	差引削減見込数（A - D）

【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第5期での目標達成は達成されましたが、引き続きグループホーム等の受け入れ体制の充実に努め、入所施設から地域への移行に向けた取り組みを積極的に進めています。
- 目標値②の施設入所者数については、引き続き地域移行に向けた取組を積極的に進めていくものの、本町の施設数が1ヶ所のみで受入可能数が不足していることや、施設への入所による支援がふさわしい障がい者も多くいることを踏まえ、施設入所者数の増減は0人と想定します。

《目標達成のための方策》

- 障害者相談支援センターのあり方についての検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がい者の受入れに対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

現在、西濃圏域において年に一度の協議の場が設けられているため、連携の場として活用し、町内の精神障がい者のための支援体制の強化を図ります。

（３）地域生活支援事業等が有する機能の充実

現在、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会場、緊急時の受入対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点の整備が西濃圏域において行われています。令和２年度に体制の整備が完了したため、令和５年度まで実働状況に応じて改善し、体制の維持を行います。

《第６期の目標と考え方》

【目標】

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備・維持	西濃圏域内に１か所

【考え方】

地域生活支援拠点の機能の充実のため、年１回以上運用状況の検証を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

《第6期の目標と考え方》

令和元年度の実績及び国の指針を踏まえ、次のとおり人数を増加させることを目標に設定することとします。

【目標】

項目	令和元年度 実績	国の指針	令和5年度 目標値
【目標値①】(A) = (B) + (C) + (D) 福祉施設から一般就労への移行者数	3人	1.27倍	6人
【目標値②】(B) 一般就労する者のうち、 就労移行支援事業の利用者数	0人	1.30倍	1人
【目標値③】(C) 一般就労する者のうち、 就労継続支援A型事業の利用者数	2人	1.26倍	3人
【目標値④】(D) 一般就労する者のうち、 就労継続支援B型事業の利用者数	1人	1.23倍	2人
【目標値⑤】 一般就労する者のうち、 就労定着支援事業の利用者数	3人	一般就労移行 者に対する7 割以上	6人
【目標値⑥】 町内の就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が8割以上の事業所数		町内の事業所 数に対する7 割以上	なし

【考え方】

- 目標値②については、過去の実績と国の指針を踏まえ、令和元年度末における利用実績からの増加を目指して1人を目標値として設定します。
- 目標値③、④については、過去の実績と国の指針を踏まえ、一般就労に向けた就労訓練を実施するため令和元年実績のそれぞれ1.26倍、1.23倍の利用者数を目標値として設定します。
- 目標値①については、目標値(B)(C)(D)の合計となることから、1.27倍以上となる6人を目標値として設定します。
- 目標値⑤については、過去の実績と国の指針を踏まえ、一般就労後の支援体制の維持のため目標値(A)と同じ6人を目標値として設定します。
- 目標値⑥については、町内に就労定着支援事業所は令和2年度末時点で整備されておらず、今後も整備の見通しが立っていないため目標値は「なし」と設定します。

《目標達成のための方策》

- 民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援事業所により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。また、一般就労後も継続するためのフォローを受けられるよう、就労定着支援事業の利用を促進します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、地域の障がい児療育の拠点となる施設であり、令和5年度までの設置を目指し、調整を図ります。

また、児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制を確保することを検討します。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

項目	目標値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	町内または圏域内に 1か所	令和5年度末までに整備する 児童発達支援センターの箇所 数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	町内に1か所	令和5年度末までに整備する 保育所等訪問支援を実施する 事業所の箇所数
【目標値③】 重症心身障がい児を支援する児 童発達支援事業所の確保	町内に1か所	令和5年度末までに整備する 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の箇所数
【目標値④】 重症心身障がい児を支援する放 課後等デイサービス事業所の確 保	町内に1か所	令和5年度末までに整備する 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所 の箇所数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置	圏域内に1か所維持	令和5年度末までに配置する 医療的ケア児支援のための協 議の場の設置数
【目標値⑥】 医療的ケア児支援のためのコー ディネーター配置	町内に1名	令和5年度末までに配置する 医療的ケア児等コーディネー ターの配置数

【考え方】

- 目標値①については、児童発達支援センターの設置について、具体的な方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、町内の保育所等訪問支援を実施できる事業所設置の具体的な方策を検討、調整します。また、西濃圏域内にすでに事業所が存在するため、利用できる体制を調整します。
- 目標値③、④については、町内の重症心身障がい児を支援する事業所設置の具体的な方策を検討、調整します。また、西濃圏域内にすでに事業所が存在するため、利用できる体制を調整します。
- 目標値⑤については、医療的ケア児支援のための方策をより充実させるために、引き続き、医療、保健、福祉、教育の関係者で構成される協議の場を、西濃圏域内に引き続き設置します。
- 目標値⑥については、医療、福祉等関係機関の連携をより強化するため、町内に少なくとも1人医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討、調整します。

《目標達成のための方策》

- 目標値①については、児童発達支援センター設置に向けて、西濃圏域での会議を引き続き開催することなどで、具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、西濃圏域での会議を開催することなどで、保育所等訪問支援を実施する児童発達センター設置に向けての具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値③、④については、医療的ケア児を含む重症心身障がい児の実情や課題を踏まえ、重症心身障がい児を支援する事業所の新規参入を促す手法を検討します。
- 目標値⑤については、関係機関、圏域内自治体との連携の中で、医療的ケア児の実情把握を行うとともに、地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値⑥については、医療的ケア児等支援コーディネーター配置に向けて、医療的ケア児支援にかかる研修会への派遣等で人材育成を図るとともに、配置に向けての検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実強化等

総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

相談支援体制を充実化する取組の中核となる基幹相談支援センターを設置していますが、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組を行っていきます。また、町内のサービス提供事業所同士の連携を深めるための場を設けることを図ります。

項目	目標値	備考
【目標値①】 相談支援事業所等の情報共有の場の確保	年1回以上	相談支援事業所等の情報共有の場を設ける回数
【目標値②】 相談支援専門員の研修	年1回	相談支援専門員の研修を実施する回数

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援員の負担が大きくなっていることから、相談支援以外のサービス提供事業所を含めた事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の強化を図ります。
- 年1回の相談支援専門員新規採用研修を実施し、相談員の確保に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させる取り組みとして、町職員が障害者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者が真に必要なサービスが提供できているのかの検討を行います。

また、町内のサービス提供事業所に対しても、能力向上につながる研修について、周知徹底し、支援体制の強化を図ります。

【考え方と目標達成のための方策】

- 障がい福祉サービスの質の向上のためには、町職員の、障がい福祉サービスに対する知識の向上が必要です。そのため、岐阜県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。
- 提供されるサービスの向上のため、町内のサービス提供事業所に対して、必要な研修等の情報提供を行い、能力の向上を目指します。

2 第6期障がい福祉計画の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

《サービスの概要》

サービス名		内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。
	重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
居宅介護	人/月	14	15	17
	時間/月	115	121	128
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	15	15	15
同行援護	人/月	1	1	2
	時間/月	24	24	50
行動援護	人/月	9	9	10
	時間/月	105	105	120
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り、事業者への情報提供を行います。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

《サービスの概要》

サービス名		内容
介護給付	生活介護	障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせて当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせて当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
生活介護	人/月	61	62	63
	人日/月	1,115	1,130	1,145
療養介護	人/月	2	2	3
短期入所 (医療型)	人/月	3	4	5
	人日/月	7	10	13
短期入所 (福祉型)	人/月	12	18	24
	人日/月	25	40	55
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
就労移行支援	人/月	10	10	10
	人日/月	100	100	100
就労継続支援 (A型)	人/月	16	17	18
	人日/月	275	290	305
就労継続支援 (B型)	人/月	38	43	49
	人日/月	560	575	600
就労定着支援	日分	6	6	6

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 短期入所事業所が町内に少ないため、民間事業者に働きかけ新規設置を推進します。
- 地域移行への促進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、一般企業等関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実させます。

(3) 居住系サービス

《サービスの概要》

サービス名	内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
自立生活援助	人/月	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	12	14	16
施設入所支援	人/月	20	19	18

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 相談支援

《サービスの概要》

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
計画相談支援	人/月	45	45	45
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。

(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

《サービスの概要》

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的に実施することが求められています。

サービス名	内容
理解促進研修啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

《第6期の見込量と考え方》

		単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
理解促進研修啓発事業		実施の有無	検討	実施準備	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	検討	実施準備	実施
相談支援事業		か所	5	5	5
成年後見制度利用支援事業		人／年	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	実施準備	実施
意思疎通支援事業 (手話通訳者要約筆記者派遣事業)		件／年	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件／年	5	5	5
	自立生活支援用具	件／年	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件／年	12	12	12
	情報意思疎通支援用具	件／年	5	5	5
	排せつ管理支援用具	件／年	560	590	620
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	5	5	5
移動支援事業		人／年	230	214	202
		時間／年	2,866	2,723	2,587
地域活動支援センター事業		か所	2	2	2
		人／年	5	5	5

《見込量を確保するための方策》

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスを提供します。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等ボランティアの育成を行い、障がい者のサポート体制の充実を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 池田町社会福祉協議会や近隣市町との連携を行い、成年後見制度の普及利用促進に向けた取り組みを行います。
- 地域社会での障がい者への理解促進に向け、さらなる啓発を推進します。

(6) 地域生活支援事業（任意事業）

《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、社会参加促進事業等を実施しています。

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
社会参加促進事業（点字・声の広報発行事業）	文字による情報入手が困難な障がい者のために、池田町の広報紙、社会福祉協議会だよりを点字・音声訳して配布します。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2
日中一時支援事業	人/月	7	7	7
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	3	3	3
点字・声の広報発行事業	回/年	12	12	12

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、障がい者団体、町内及び近隣市町のサービス提供者と連携し、サービス提供を推進します。

3 第2期障がい児福祉計画の見込量と確保策

(1) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

《サービスの概要》

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院、児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
児童発達支援	人/月	80	78	76
	人日/月	370	355	350
放課後等 デイサービス	人/月	39	42	46
	人日/月	365	387	406
保育所等 訪問支援	人/月	2	2	2
	人日/月	6	8	11
医療型児童 発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	7	7	7
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	3	3	3
	人日/月	10	10	10

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、サービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障がい福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。

(2) 障がい児相談支援

《サービスの概要》

サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
障がい児相談支援	人／月	31	34	37

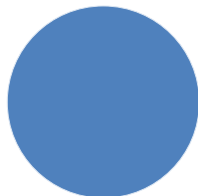
※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

○適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。

第6章

計画の推進のための 取り組み



第6章 計画の推進のための取り組み

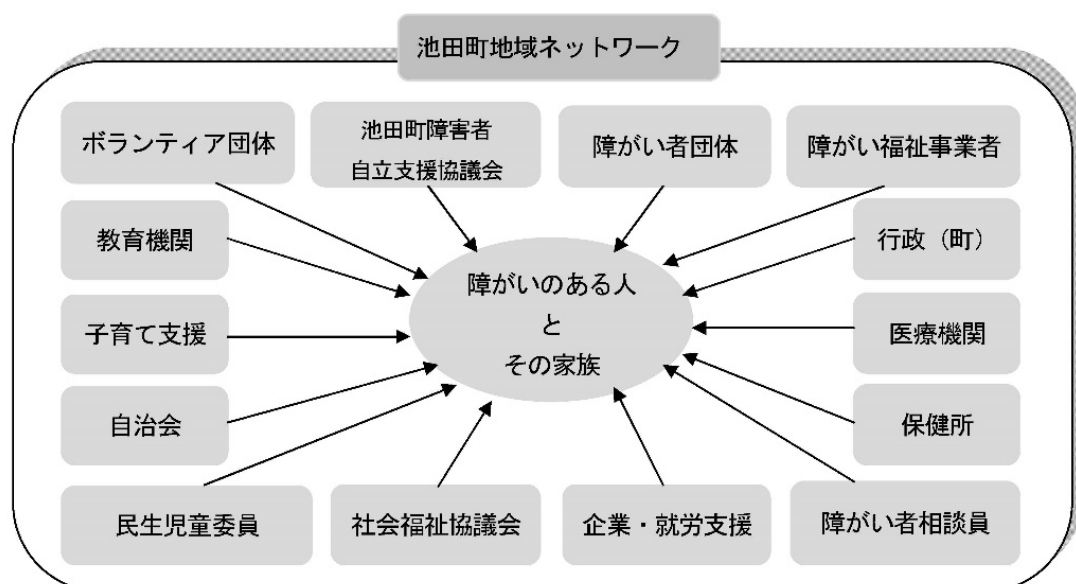
1. 連携体制の強化

障がい福祉に関する事業は、保健・医療・福祉に加え、教育・就労・経済・生涯学習・生活環境などの多岐にわたります。そのため、庁内においては、健康福祉課が中心となり、保険年金課をはじめ関係各課との連携を強化していくとともに、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。

このような、関係各課との庁内体制だけでなく、社会福祉協議会、相談支援事業者をはじめ関係機関や関係団体等との連携を強化することで、計画の着実な推進に努めます。

2. 地域ネットワークの強化

障がい者施策を柔軟かつ発展的に推進していくため、社会福祉協議会や保健所等との連携や、民間の事業者、障がい者団体、ボランティア団体等と幅広く連携し、障がい者を支える地域ネットワークを強化します。また様々な立場からの参画を得て開催される池田町障害者自立支援協議会を活用し、町の障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組みます。



3. 県及び周辺自治体との連携

障がい福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、町内だけでなく、県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要です。県及び西濃圏域をはじめとした近隣市町との連携のもと、一体となって計画を推進します。

4. 行政職員の資質向上

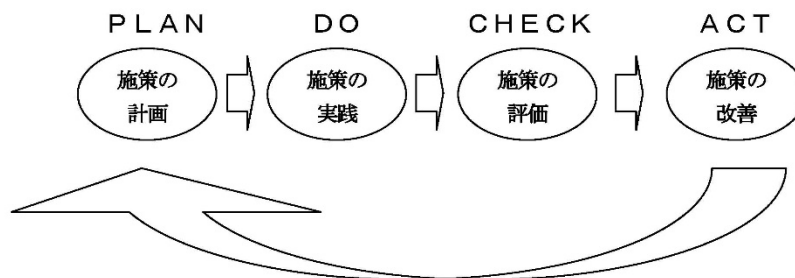
複雑・多様化しつつある施策や福祉ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修への積極的参加、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

5. 財源の確保

計画を着実に実施し、障がいのある人の福祉施策を推進するため、確保できる財源を積極的に活用します。また必要な財源を確保するために、本町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請します。あわせて、適正な利用者負担の設定などを検討します。

6. 計画の評価・点検（PDCAサイクルの確立）

計画（Plan）の推進には、計画の進捗状況（Do）や事業等の効果を評価・点検（Check）していく仕組みが必要です。庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行及び一般就労等の状況を定期的に評価・点検します。また、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Act）ことで、より充実した障がい者福祉施策の推進に努めます。



■「池田町障害者自立支援協議会」の役割■

「障害者自立支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議会の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられていました。

平成25年の「障害者自立支援法」廃止にともなう「障害者総合支援法」施行においても、引き続き、「地域自立支援協議会」が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議会の場として位置づけられています。

本町においては、平成23年12月に池田町障害者自立支援協議会を設置しており、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築や町内の資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援施策等について検討を行います。

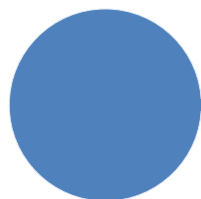
【構成メンバー】

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健福祉関係者、民生児童委員、障がい者団体、自治会を構成メンバーとし、必要に応じて関係者に出席を求めるなど、柔軟に対応します。

【主な機能】

- (1) 相談支援体制の構築及び適切な運営評価等を実施
- (2) 地域の社会資源を活用したネットワークの構築及び強化に向けた協議
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を随時開催します)
- (4) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、点検、評価及び対策

資料編



資料編

1. 池田町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 10 月 1 日

要綱第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、池田町障害者福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、池田町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 3 条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉計画の策定に係る基本的な事項に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 団体の代表
- (2) 行政機関
- (3) 識見を有する者
- (4) その他健康福祉課長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会による福祉計画の策定開始の日から策定完了までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第 8 条 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。


2. 池田町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同)

NO	所属	役職等	氏名
1	池田町区長連合会	会長	石田 正秋
2	池田町民生児童委員協議会	会長 ○副委員長	竹中 行雄
3	池田町障害者福祉連合会	会長 ◎委員長	岩谷 真海
4	池田町手をつなぐ親の会	会長	太田 秀昭
5	池田町教育委員会	教育長	国枝 磨須美
6	社会福祉法人擁童協会 障害者生活支援センタープラス	相談支援専門員	近藤 満喜子
7	社会福祉法人あゆみの家 ゆう	相談支援専門員	河瀬 広子
8	医療法人静風会 せせらぎ	管理者	西川 真美
9	社会福祉法人照隅会 西美濃の里	施設長	馬淵 方康
10	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 ふれ愛の家	サービス管理責任者	中村 武文
11	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 池田町相談支援事業所 結愛	相談支援専門員	藤井 彰全
12	社会福祉法人池田町社会福祉協議会 放課後等デイサービスとらいあんぐる	サービス管理責任者	野口 さなえ
13	池田町ことばの教室	室長	日下部 真美
14	池田町保健センター	所長	小川 祐貴子

(事務局)

1	池田町民生部健康福祉課	民生部長兼健康福祉課長	岡崎 弘晃
2	池田町民生部健康福祉課	福祉政策係長	高木 美由紀
3	池田町民生部健康福祉課	主任	立川 裕滋



池田町障がい者福祉計画
池田町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行 2021（令和3）年3月
編集 池田町民生部 健康福祉課
〒503-2492
岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の1
TEL：0585-45-3111（代）
FAX：0585-45-8314

